



中小家畜試験場	〃	1月21日
中小家畜講習所	〃	
農産加工所	〃	22日
県立境港水産会館	〃	2月9日
境港水産事務所	〃	
経営伝習農場	〃	16日
農業指導者養成所	〃	
水産試験場	〃	4月2日
〃	〃	2月8日
〃	〃	4月5日
種畜場	〃	27日
蚕業試験場	〃	
蚕業技術員養成所	〃	2月12日
米子警察署	〃	
境港	〃	17日
倉吉	〃	18日
八橋	〃	3月30日
鳥取	〃	4月12日
岩井	〃	14日
浜村	〃	21日
郡家	〃	
智頭	〃	
溝口	〃	5月18日
黒坂	〃	

私学振興会 〃 17日

米子労政事務所 昭和40年1月18日監査

監査委員 浜田庄平  
 同 中田玉平  
 同 野坂浩賢

1 予算の執行状況

当所運営費の予算は本日で経理しているが、所管事業に要する一部経費は常時資金前渡を受けて支払っており、39年12月31日現在の状況は次表のとおりである。

科目	前年度資金受領額	支出額	残額
労政費	円 349,340	円 290,808	円 58,532

2 主な業務の実施状況 (39年12月末現在)

- ア 中小企業労働問題講習会 2回 受講者数 43人
  - イ 中小企業労使関係実情調査 定期調査 92回 随時調査 28回
  - ウ 労働教育集会 11回 参加人員 357人
  - エ 労働組合基本調査 組合数 185 組合員数 18,029人
  - オ 態度測定 事業所数 13 測定人員 463人
  - カ 労働相談 使用者側相談 57回 労働者側相談 463人
- 3 留意事項  
 (1) 出納事務について

38年度分前渡資金の清算における預金解約利息の出納を現金出納簿に記帳していなかったが、記帳すべきである。

(2) 物品の管理について

ア 当所の物品は本庁主管課の物品取扱主任が管理しているが、本庁から離れているため管理が行きとどかない点が見受けられる。分任物品取扱主任を置く等実態に即した管理体制について検討善処されたい。

イ 郵券印紙受払簿の整理が不十分であった。正規のとおり正確に記帳整理されたい。

倉吉労政事務所

昭和40年2月18日 監査

監査委員 野 坂 浩 賢

1 予算の執行状況

当所運営費の予算は本庁で経理しているが、所管事業に要する一部経費は常時資金前渡を受けて支払っており、昭和40年1月31日現在の状況は下表のとおりである。

科 目	前渡資金受領額	支 出 額	残 額
労 政 費	325,910 円	240,879 円	85,031 円

2 主な業務の実施状況 (40年1月末現在)

- ア 中小企業労働問題講習会 2回 受講者数 50人
- イ 中小企業労使関係実情調査 定期調査 72回 随時調査 12回

- ウ 労働教育集会 13回 参加人員 423人
- エ 労働組合基本調査 組合数 75 組合員数 7,498人
- オ 態度測定 事業所数 27 測定人員 522人
- カ 労働相談 使用者側相談 97回 労働者側相談 29回
- ク 留意事項

(1) 物品の管理について

物品の管理体制については米子労政事務所と同様である。

(2) 当所事務室は倉吉市所有建物を無償で借り受けているものである。

39年1月市長より維持管理費の増加等を理由に有料としたい旨の契約変更方を申し出たが、監査時現在未解決のままであった。貸借契約書には「建物の貸借期間は昭和32年4月1日から昭和33年3月31日までとする。ただし、本契約満了2ヵ月前までには甲又は乙から別段の意志表示がないときは、本契約は自動的に満了後も引き続き効力を延長する。」との約定もあり、放置しておくことは適当でないので早期に円満解決を図られたい。

奨 徳 学 校

昭和40年1月21日 監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平

1 予算の執行状況 (39.12.31現在)

- (1) 歳 入

(単位 円)

科目	予算合連額	調定額	収入済額	収入未済額	備	考
財産売却収入	25,000	15,645	15,645	0	生産物売却収入	
諸収入	17,000	48,879	48,879	0	弁償金	
計	42,000	64,524	64,524	0		

(2) 歳出

(単位 円)

科目	予算合連額	支出済額	予算残額	備	考
総務管理費	48,440	37,000	11,440		
児童福祉費	15,351,200	12,452,096	2,899,104		
計	15,399,640	12,489,096	2,910,544		

2 児童の収容状況 (40.1.15現在)

(1) 学年別及び学級編成

学年	小 学 校					中 学 校			中 卒	計	
	1	2	3	4	5	6	1	2			3
第1学級				1		6		7			14
第2学級							8	11			19
第3学級								16	4		20
第4学級									21	2	23
計				1	6	7	8	11	16	25	76

(注) 収容定員は88人である。

(2) 入所理由別

区分	窃 盗	家 出 浮 浪	怠 学 (長 欠)	粗 暴	性 的 非 行	弄 放 火	異 性 交 友	計
男	48	3	3	4	1	2		61
女	8						7	15
計	56	3	3	4	1	2	7	76

3 留意事項

(1) 出納事務について

ア 給食に転用した生産品の代金の果収入振替事務手続きがおくれがちである。適時処理されたい。

イ 生産品のうち相当数量のものが腐敗廃棄等により処理されている。適時引き継ぎして有効に利用されたい。

ウ 金山寺味噌を購入するのに何等約定のないまま生産品(小麦)と交換により納品させていたことは適当でない。交換条件等明確にとりきめて購入されたい。

(2) 物品の出納事務について

ア 郵券印紙受払簿を枚数で整理していることは適当でない。また、例月検査の検査済の表示がしてなかつた。適正処理をされたい。

(3) 公有財産の管理について

当校は近く他所に新築移転することになっているが、現在地の公有財産の管理について、次のように懸案となっている事項がある。他に移転すれば、その後の管理が行き届かなくなることとも予想されるので、早急に適切な措置を講ぜられたい。

- ① 相当以前から所管土地の一部を契約のないまま近隣者と相互交換使用しているが、交換使用の経緯を調査し貸借関係を成文化する等明確にしておくこと。
- ② 敷地のうち、海岸寄りの境界が不明確のところがある。実態を調査して明確にしておくこと。
- ③ 敷地内に相当数の立木(松)がある。実態を調査して公有財産台帳に登載し管理すること。

物 産 館 昭和40年2月5日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平  
同 小 谷 善 高

1 出品物の委託販売の状況について(39年12月末現在)

39年3月末現在高 1,003,996円  
4月~12月受 高 2,591,424円  
同 上払 高 2,255,324円  
差引(39年12月末現在高) 1,340,096円  
販売手数料(4月~12月) 339,862円

2 留意事項

(1) 販費代金の収納支払事務について

委託販売代金は、従来から1ヵ月分を歳入歳出外現金として保管しておき、翌月において販売手数料を歳入へ収納し、残額を委託者へ精算整理しているが、地方自治法の財務会計制度の改正に伴い、法律又は

政令の規定によるものでなければ、県の所有に属しない現金は保管できなくなつたので、経理方式について検討善処されたい。

(2) 陳列品の出納事務について

工業試験場の生産品(サール絨)を所定の手続きをしないで搬入陳列していることは適当でない。正規の手続きをして物品の授受を明確にしておかれない。

4 陳列品の棚下し数量の把握は一層正確を期されたい。

(3) 借受不動産の管理について

当館は、社団法人商工会館と貸借契約を締結して同会館一階235.562平方米を使用貸借しているものであるが、この借受建物の一部を従来から何等の成文化した取り定めのないまま県商工会連合会に無償で使用させていることは適当でない。公有財産取扱規則による借受不動産として管理すべきものと思われるので、同規則に定める手続きを経て使用させる等早急に適切な措置を講ぜられたい。

なお、同会使用にかかる光熱水費等が県負担となつていのは不当である。

工業試験場 分場 昭和40年2月8日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平  
同 小 谷 善 高  
本場 昭和40年3月31日監査  
監査委員 中 田 玉 平

1 予算の執行状況 (40. 2.28現在)

(1) 歳 入 (単位 円)

科 目	調 定 済 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
商 工 手 数 料	1,120,810	1,084,410	36,400
生 産 物 売 払 収 入	1,079,674	654,025	425,649
合 計	2,200,484	1,738,435	462,049

(2) 歳 出 (単位 円)

科 目	予 算 合 達 額	支 出 済 額	予 算 残 額
総 務 管 理 費	2,001,319	1,886,632	114,687
商 業 費	125,590	94,750	30,840
工 敏 業 費	20,373,000	18,157,363	2,215,637
合 計	22,499,909	20,138,745	2,361,164

2 おもな試験研究の実施状況

- 本 場
- (1) 窯 業 関 係 県内産原料による建陶材の試験研究 外2件
  - (2) 製 紙 関 係 画仙紙の品質改善に関する研究 外2件
  - (3) 木 材 工 業 関 係 木材天然乾燥経過の調査 外10件
  - (4) 産 業 工 芸 関 係 表面加飾の試作研究 外1件
  - (5) 醸 造 関 係 (イ) 梨ブランドの製品化についての研究 10件  
(ロ) 本県の醤油醸造企業に即した仕込方式の検討並

びに品質向上に関する研究 3件

(イ) 味噌の特微化に関する研究

境港分場

- (1) 縮緬自動制御関係及び燃に関する試験研究
  - (2) ガラス繊維織物の試作研究
- 3 おもな技術指導の状況

本 場

- (1) 窯 業 関 係 窯炉の重油焼成について 外4件
  - (2) 製 紙 関 係 画仙紙の抄紙技術 外10件
  - (3) 木 材 工 業 関 係 機械刃物技術 外5件
  - (4) 産 業 工 芸 関 係 工芸品 外2件
  - (5) 醸 造 関 係 (イ) 清酒に関するもの 13件  
(ロ) 醤油に関するもの 12件  
(ハ) 味噌に関するもの 5件
- 境港分場
- (1) 丹後ファミン工場の誘致による指導
  - (2) 自動制御関係指導
  - (3) 設備近代化指導
  - (4) 工員の養成
- 4 留意事項
- (1) 出納事務等について  
ア 分析、検定、調整、加工等の手数料の納入が遅れているものが相当件数あるが、手数料は分析等の依頼を受けたとき直ちに徴収すべき筋のものと考えられる。

なお、現行規定では、これらの納入時期が必ずしも明らかでないので明定されたい。

また、未納の手数料及び生産物販売代金については、催告状を発行していたが、債権管理事務取扱規則の定めるところにより、督促手続きを行なわれたい。

イ 本場の出納員及び木材工業科の分任出納員は、手数料等を現金受領した場合、ただちに指定金融機関へ払込みされたい。とくに、本場における出納員の指定金融機関への払込みが長期にわたり遅延しているものがあつたので留意されたい。

ウ 木材工業科の分任出納員は、手数料等を現金受領した場合における現金出納簿を備え付けられたい。

エ 木材工業科、境港分場の分任出納員は、現金領収証書原符及び現金出納簿について、会計規則で規定されている出納員の検閲を受けることを励行されたい。

オ 普通旅費を重複支給したため後日返納させていたが、当該旅行命令とは異なつた旅行命令分の違つた額を返納させていた。是正されたい。

カ 醸造試験室の床張りを実施していたが、工事はすでに完成しているのにまだ契約を締結していなかつた。正規のとおり適正な処理をされたい。

キ 小切手の書損が甚しく多い。小切手の取扱いは一層慎重を期されたい。

ク 物品購入伺書のないもの、あつても内容記入の不十分なもの、長い長ならびに出納員の印の洩れているものがあつた。適正な整理を

されたい。

カ 郵券印紙受払簿の整理が不十分であつた。また、職員別備品貸与簿が未整理であつたので、早期に整理されたい。

キ 境港分場におけるウール絨の生産数量(研究完了表による)と引継数量に不契合があつた。正確に引き継ぎをされたい。

(2) 機械の貸付について

機械の貸付については、前年度までは使用許可の手続きによつていたものを、地方自治法の改正に伴なつて物品事務取扱規則に定める貸付手続きによることとなつたのであるが、これが貸付料及び貸付手続きについての処理方法の決定が本庁において遅れ、ようやく40年3月に至つて39年4月1日から実施することと定められたため、監査時現在までは前年度までの手続きによつており、したがつて、財産貸付収入とすべきを使用料又は手数料として収入していた。

なお、機械を貸付する場合には、その殆んどが物品事務取扱規則第23条の規定によつて、知事の承認を要することとなるが、現在までの手続きは行なわれていない。しかしながら、貸付の都度知事承認の手続きを行なうことは、取扱件数が多いため事務上極めて煩瑣であり、また実情に沿わないと思料されるので、同条ただし書を適用して、知事の承認を要しない物品としての指定を受けることが適当である。

5 組織運営について

当場は本場のほか2カ所に分れ、これらの管理運営に苦慮していること、各種の試験機械が古ぼけていること、産業工芸科長などの欠員が充足されていらないこと等当面の問題もあるが、本場の後進県と言われる最も大きい理由の一つが本県の第二次産業の未発達であるところに基因してい

るとされているので、目下進行しつつある経済基盤の整備と併せて、工業振興のための試験研究機関の整備は重要な課題であると思われる。業界の動向ともならみ合わせてこの際工業試験場の在り方を根本的に検討する必要がある。

西部福祉事務所

昭和40年2月10日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平  
同 小 谷 善 高

1 予算の執行状況 (40. 1. 31現在)

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	額 定 済 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
(一般会計) 児童福祉費負担金	1,734,158	1,155,700	6,600	571,858	
福祉生選学資金貸付金元利収入	215,021	62,319	—	152,702	
雑 入	162,701	141,945	—	20,758	
(特別会計) 母子福祉資金貸付事業費	3,942,122	2,701,505	—	1,240,617	
合 計	6,054,002	4,061,467	6,600	1,985,935	

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予 算 合 達 額	支 出 済 額	予 算 残 額	備 考
(一般会計) 総務費	781,458	583,344	198,114	
社会福祉費	16,085,803	12,880,839	3,204,964	
児童福祉費	5,626,150	2,525,824	3,100,316	
生活保護費	56,408,300	53,767,650	2,640,670	
災害救助費	13,000	11,999	1,001	
(特別会計) 母子福祉資金貸付事業費	9,928,700	5,001,329	4,927,371	
合 計	88,843,411	74,770,975	14,072,436	



2 主な業務の実施状況

(1) 生活保護の状況

期 間	被保護世帯	被保護人員	保 護 費		左 の 内 訳				保護率 (千分比) %	
			金 額	1人当り 保 護 費	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助		その他
39年4~12月	(738) 6,641	(1,986) 17,874	(10,588,827) 95,299,448	5,332	(3,731,034) 33,579,307	(164,749) 1,491,747	(306,389) 2,757,505	(6,287,945) 56,591,485	(97,712) 879,404	19.35

備考 (1) 保護率は39年12月のものである。

(2) ( ) 書は月平均である。

(2) 身体障害者補装具等交付及び修理の状況

期 間	区 分	交 付		修 理		合 計	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
39年4月	身障者福祉法 戦傷病者援護法	65	459,220	14	44,713	79	503,933
40年1月	児童福祉法	7	60,655	5	16,700	12	77,355
	合 計	18	167,305	—	—	18	167,305
		90	687,180	19	61,413	109	748,593

(3) 母子福祉資金貸付の状況

期 間	区 分	貸 付 申 請		貸 付 決 定	
		件数	金 額	件数	金 額
39年4月	郡 部	100	3,244,000	87	1,414,500
40年1月	米 子 市	161	5,722,000	142	2,665,000
	境 港 市	48	804,000	48	768,000
	合 計	309	9,770,000	277	4,847,500

3 留意事項

(1) 児童措置費負担金について

ア 昭和40年1月31日現在の徴収状況は次表のとおりで、収入率を前年同期に比較すると、

区分	現年度			過年度			計		
	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
3 8	896,574	686,830	76.6%	516,277	112,232	21.7%	1,412,851	799,062	56.6%
3 9	1,210,230	994,450	82.2%	523,928	161,250	30.8%	1,734,158	1,155,700	66.6%

現年度分並びに過年度分ともかなり上昇しているが、他所に比較するとなお低調である。また、当年度も監査時現在で6,600円欠損処分していた。未収金の常時における収納整理について格段の努力をされたい。

1 負担金を決定したときは、負担金決定通知書により、市町村を経由して扶養義務者に通知するとともに承諾書を徴することに取扱要領で定められているが、この負担金決定通知書による通知を行なわ

ず直接扶養義務者より承諾書を徴している。また、承諾書に記載されている負担金の額が決定額と相違しているものがあつた。適正に処理されたい。

(2) 福祉生奨学金について

ア 昭和40年1月31日現在の償還状況は次表のとおりで、収入率を前年同期に比較すると、

区分	現年度			過年度			計		
	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
3 8	49,865	32,815	65.8%	149,080	17,540	11.8%	198,945	50,355	25.3%
3 9	44,885	27,259	60.7%	170,136	35,060	20.6%	215,021	62,319	29.0%

(3) 母子福祉資金について

現年度分は低下しているが、過年度分が上昇し、総体的には若干のびを示している。しかしながら、中部福祉事務所と比較すると著しく低調で、滞納額は増加の傾向にあるので、未償還金の滞納整理に一層努力されたい。

イ 奨学金返還原簿を備え付けて返還の状況を記録しているが、この記録整理に不充分のものがあつた。明確に整理しておかれたい。

ア 昭和40年1月31日現在の償還状況は次表のとおりで、収入率は現年度分、過年度分ともに前年同期より低下し、なお、他所に比較しても最も低調である。とくに、市部分が低調であるので、米子市及び境港市の協力方についても強く要請し償還の促進に一層努力されたい。

区分 年度	地区別	現 年 度 分			過 年 度 分			合 計		
		調 定 額	収入済額	収入率	調 定 額	収入済額	収入率	調 定 額	収入済額	収入率
3 9	西部地区	1,409,778	1,118,842	79.4%	84,188	36,068	41.8%	1,495,966	1,154,910	77.2%
	米子市	1,408,848	1,069,576	75.9%	332,707	87,545	26.3%	1,741,555	1,157,121	66.4%
	境港市	431,455	304,909	70.7%	147,571	54,831	37.2%	579,026	359,740	62.1%
	計	3,250,081	2,493,327	76.7%	566,466	178,444	31.5%	3,816,547	2,671,771	70.0%
3 8	計	3,046,052	2,387,843	78.4%	562,844	185,479	33.0%	3,608,896	2,573,222	71.3%

1 昭和40年1月31日現在における違約金の徴収状況は次表のとおりで、収入率は著しく低調である。収入未済額の徴収整理に努力されたい。

区分 年度	現 年 度 分			過 年 度 分			合 計		
	調 定 額	収入済額	収入率	調 定 額	収入済額	収入率	調 定 額	収入済額	収入率
3 8	103,453	15,354	14.8%	—	—	—	103,453	15,354	14.8%
3 9	48,680	21,014	43.2%	76,895	8,720	11.3%	125,575	29,734	23.5%

ウ 借入書の内容記入の不備なものがあつた。明確に記入させるようになされたい。

(4) 生活保護費返還金について

昭和40年1月31日現在における未返還金20,758円(現年度分13,743円、過年度分7,015円)のうち、現在未収となつてゐるものの収納整理に努力されたい。

(5) 物品の管理について

使用中の備品についての物品取扱主任の物品整理簿及び職員別備品貸与簿は未整備であつたが、速やかに整備して、管理責任の所在を明確にされたい。

(6) その他

ア 身体障害者福祉簿にもとづき、身体障害者を収容授産施設更生館

へ収容委託する場合、費用負担の基礎となる収入状況の把握は、担当福祉司の世帯構成収入調書によつては、東部、中部両事務所のように関係市町村長の証明を徴する等により、費用負担の根拠を明らかにすることが望ましい。

1 青少年代表者会議への青少年及び母親代表の出席旅費を費用弁償で支出しているが、特別旅費から支出すべきである。

中部福祉事務所 昭和40年2月15日監査

監査委員	浜田庄二
同	中野野平
同	野坂浩賢
同	小谷善高

1 予算の執行状況 (40. 1. 31現在)

(1) 歳入

(単位 円)

科 目	調定済額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	備考
(一般会計) 社会福祉施設費負担金	2,870	2,870	—	0	
児童福祉費負担金	671,199	554,509	—	116,690	
福祉生奨学資金貸付金 元利収入	22,070	18,610	—	3,460	
雑入	261,005	230,409	—	30,596	
(特別会計) 母子福祉資金貸付事業 費	2,342,146	1,906,596	—	435,550	
合 計	3,299,290	2,712,994	—	586,296	

(2) 歳出

(単位 円)

科 目	予算令達額	支出済額	算 算 残 額	備 考
(一般会計) 総務管理費	798,261	688,569	109,692	
社会福祉施設費	11,429,351	9,207,549	2,221,802	
児童福祉費	6,453,510	3,775,113	2,678,397	
生活保護費	46,934,700	44,255,155	2,681,545	
災害救助費	8,000	620	7,380	
(特別会計) 母子福祉資金貸付事業費	5,996,800	3,336,774	2,660,026	
合 計	71,620,622	61,261,780	10,358,842	

2 主な業務の実施状況

(1) 生活保護の状況

期 間	被保護世帯	被保護人員	保 護 費		左 の 訳			保 護 率 (千分比)		
			金 額	1人当り 保護費	生活扶助	住宅扶助	教育扶助		医療扶助	その他
39年4~12月	(604) 5,436	(1,504) 13,334	(8,764,256) 78,878,307	5,828	(3,246,250) 29,216,250	(141,972) 1,277,752	(315,576) 2,840,185	(4,904,939) 44,144,451	(155,519) 1,399,669	18.76%

備 考 (1) 保護率は39年12月のものである。

(2) ( ) 書は月平均である。

(2) 身体障害者補装具等交付及び修理の状況

期 間	区 分	交 付		修 理		合 計	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
39年4月 ~ 40年1月	身障者福祉法	61	436,175	20	32,898	81	469,073
	戦傷者援護法	9	86,700	7	19,585	16	106,285
	児童福祉法	13	181,550	—	—	13	181,550
	合 計	83	704,425	27	52,483	110	756,908

(3) 母子福祉資金貸付の状況

期 間	区 分	貸 付 申 請		貸 付 決 定	
		件数	金 額	件数	金 額
39年4月 ~ 40年1月	郡 部	107	2,771,000	100	2,449,000
	倉 吉 市	80	2,580,000	75	2,140,000
	合 計	187	5,351,000	175	4,589,000

3 留意事項

(1) 児童措置費負担金について

ア 昭和40年1月31日現在の徴収状況は次表のとおりで、収入率は他所と比較すると良好であるが未収金の収納についてさらに努力されたい。

区分	現 年 度 分			過 年 度 分			合 計		
	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
3 8	537,275	441,092	82.1%	1,900	1,000	12.7%	545,175	442,092	81.1%
3 9	660,496	550,206	83.3%	10,703	4,303	40.2%	671,199	554,509	82.6%

4 負担金を決定したときは、負担金決定通知書により市町村を経由して扶養義務者に通知するとともに承諾書を徴することに取扱要領で定められているが、この承諾書を徴していないものがある。確実に徴するようにされたい。

(2) 福祉生奨学金について  
昭和40年1月31日現在の償還状況は次表のとおりで、収入率は前年同期より上昇し、他所に比較しても著しく良好であるが、なお未収金の常時収納に努められたい。

区分 年度	現年度			過年度			合計		
	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
3 8	円 30,145	円 24,925	% 82.7	円 5,640	円 3,360	% 59.6	円 35,785	円 28,295	% 79.1
3 9	円 19,790	円 16,330	% 82.5	円 2,280	円 2,280	% 100	円 22,070	円 18,610	% 84.3

(3) 母子福祉資金について

ア 昭和40年1月31日現在の償還状況は次表のとおりで、収入率は前年同期より若干上昇しているが、前回の監査でも指摘されたとおり

市部分が低調である。市の協力体制を要請して償還の促進に一層の努力を望む。

区分 年度	現年度			過年度			合計		
	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
3 9	円 1,363,968	円 1,176,587	% 86.3	円 76,042	円 9,506	% 12.5	円 1,363,968	円 1,176,587	% 86.3
3 8	円 2,253,625	円 1,887,339	% 83.7	円 76,042	円 9,506	% 12.5	円 2,329,667	円 1,896,845	% 81.4
3 8	計	円 2,264,410	% 83.4	円 100,445	円 17,425	% 17.4	円 2,364,855	円 1,905,275	% 80.6

イ 昭和40年1月31日現在の違約金の徴収状況は次表のとおりで、収入率は他所に比較し著しく良好であるが、なお未収整理に努力されたい。

区分	現年度分		過年度分		合計	
	調定額	収入率	調定額	収入率	調定額	収入率
3 8	15,098	8,435	55.9	—	15,098	8,435
3 9	12,479	9,751	78.1	—	12,479	9,751

ウ 借入書ならびに誓約書に借受人等の印のないものがあつた。確実に押印するよう指導されたい。

(4) 生活保護費返還金について

昭和40年1月31日現在における未返還金30,596円 (現年度分26,306円、過年度分4,290円)のうち現在なお未収となつているものの収納整理に努められたい。

(5) その他

ア 生活保護にかかるとの教育扶助中の学校給食費は、学校長へ資金前渡し、年度経過後一括精算することとしているが、厚生省の見解もあり、毎学年おおむね2回程度適宜な時期に精算を行ない、なお、保護を停止し、又は廃止するときは、その都度精算を行なうようにされた。

イ 母子福祉資金貸付金償還協力員(5人)に対する報酬は、予算の都合上協力員の活動実績より少なく支払いしているが、事前に予算に見合う活動計画をたてて償還指導を行なう等、予算額以上の事実上の支払義務を負わないよう配慮されたい。

また、費用弁償の支払いについても、活動実績にもとづくようになされたい。

ウ スクーター用燃料の混合油の購入にあつては、年度当初単価契

約をしてしたが、11月以降のものにつき変更契約を行なうことなく値上げ価格で購入していただくことは適当でない。

東 部 福 祉 事 務 所

昭和40年4月1日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平  
同 野 坂 浩 賢  
同 小 谷 善 高

1 予算の執行状況 (40. 1.31現在)

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	調定済額	収入済額	不 欠 額	収入未済額	備 考
(一般会計) 児童福祉費負担金	1,809,863	1,294,226	—	515,637	
福祉生業学資金貸付金元利収入	337,949	58,600	—	279,349	
雑 入	674,913	494,560	—	180,353	
物 品 売 払 収 入	5,650	5,650	—	0	
(特別会計) 母子福祉資金貸付事業費	3,318,034	2,479,118	—	838,916	
合 計	6,146,409	4,352,154	—	1,814,255	

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予算合算額	支出済額	予算残額	備考
(一般会計) 総務 管理 費	279,000	208,308	70,692	
社 会 福 祉 費	14,349,346	11,542,363	2,806,983	
児 童 福 祉 費	8,188,040	5,618,207	2,569,833	
生 活 保 護 費	93,806,109	81,315,594	12,490,515	
災 害 救 助 費	6,000	0	6,000	
(特別会計) 母子福祉資金貸付事業費 合 計	7,886,400 124,514,895	5,495,169 104,179,641	2,391,231 20,335,254	

2 主な業務の実施状況

(1) 生活保護の状況

期 間	被保護世帯	被保護人員	保 護 費		左 の 内 訳					保 護 率 (千分比)
			金 額	1人当り 保 護 費	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他	
39年4~12月	(1,089) 9,797	(2,883) 25,951	(14,742,135) 132,679,217	円 5,239	(5,367,698) 48,309,287	(185,446) 1,669,012	(649,969) 5,849,727	(8,383,816) 75,454,343	(155,206) 1,396,848	% 21.20

備 考 (1) 保護率は39年12月のものである。

(2) ( ) 書は月平均である。



(2) 身体障害者補装具等交付及び修理の状況

期 間	区 分	交 付		修 理		合 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
39年 4~12月	身障者福祉法	36	281,480	19	82,935	55	364,415
	戦傷者援護法	8	78,870	35	58,914	41	137,784
	児童福祉法	25	307,695	—	—	25	307,695
	合 計	69	668,045	52	141,849	121	809,894

3 留意事項

- (1) 児童措置費負担金について
- ア 昭和40年1月31日現在の徴収状況は次表のとおりで、収入率は前

区分 年度	現 年 度 分			過 年 度 分			合 計		
	調 定 額	収入済額	収入率	調 定 額	収入済額	収入率	調 定 額	収入済額	収入率
3 8	991,962	807,069	81.4%	301,328	93,765	31.1%	1,293,290	900,834	69.6%
3 9	1,478,730	1,236,770	83.6%	331,133	57,456	17.4%	1,809,863	1,294,226	71.5%

イ 減免申請があつた場合、この事務処理が著しく遅れているものがある。市の福祉事務所へ調査を依頼したものの回答が遅れるため、ようであつたが、さらに緊密に連携をとり早期に処理するようになされたい。

ウ 措置費負担金を決定したときは、決定通知書により市町村を経由して扶養義務者に通知するとともに承諾書を徴収することに取扱要

(3) 母子福祉資金貸付の状況

期 間	区 分	貸 付 申 請		貸 付 決 定	
		件数	金額	件数	金額
39年 4月 ~40年 2月	郡 部	125	3,298,000	119	2,783,000
	鳥 取 市	189	4,577,000	180	3,704,000
	合 計	314	7,875,000	299	6,487,000

年同期より総体的には若干上昇してはいるが、なお、未収金の常時における収納促進に一層努力されたい。

領で定められているが、この承諾書を徴していないもの、内容記入の不備なものがあつた。適正に処理されたい。

(2) 福祉生奨学金について

ア 昭和40年1月31日現在の償還状況は次表のとおりで、収入率を前年同期に比較すると現年度分並びに過年度分とも著しく低下している。また、前年度よりの滞納繰越額もかなり増加しているので、償

選金の回収促進については格段の努力を要する。

区分 年度	現年度分			過年度分			合計		
	調定額 円	収入済額 円	収入率 %	調定額 円	収入済額 円	収入率 %	調定額 円	収入済額 円	収入率 %
3 8	192,071	78,238	40.7	102,592	29,370	28.6	294,664	107,608	36.5
3 9	184,766	53,920	29.2	153,183	4,880	3.1	337,949	58,600	17.3

イ 奨学金返還の延期及び免除申請には、上級学校に進学したときその在学期間奨学金の返還猶予の申請をする場合を除き、すべて申請書に市町村長の証明書を添えることになつてはいるが、この証明書を添付していないものがあつた。正規のとおり添付するよう指導されたい。

ロ 母子福祉資金について

ア 昭和40年1月31日現在の償還状況は次表のとおりで、収入率は前

年同期より若干低下し、とくに、他所とは逆に市部分よりも郡部分が低調である。常時における償還促進に一層努力されたい。なお、当年度貸付したものの償還方法をみると、他所では100%近くが年賦又は半年賦償還であるのに、当所では月賦償還の方法をとつているものがかなりある。他所と同様年賦又は半年賦償還にすればかなり事務の簡素化ともなるので、努めてこの方法によることならびに既貸付分のこの方法への切り替えにつき検討されたい。

区分 年度	地区別	現年度分			過年度分			合計		
		調定額 円	収入済額 円	収入率 %	調定額 円	収入済額 円	収入率 %	調定額 円	収入済額 円	収入率 %
3 9	東部地区	1,523,134	1,226,026	80.5	300,243	88,162	29.4	1,823,377	1,314,188	72.1
	鳥取市	1,352,573	1,084,506	80.2	139,035	78,599	56.5	1,491,608	1,163,105	78.0
	計	2,875,707	2,310,532	80.3	439,278	166,761	38.0	3,314,985	2,477,293	74.7
3 8	計	2,698,272	2,162,620	80.1	463,190	237,509	51.3	3,161,462	2,400,129	75.9

イ 昭和40年1月31日現在の違約金の徴収状況は次表のとおりである。本人から納付のあつたもののみ調定収入し、違約金の要徴収額は

握していない状況であつたが、他所と同様徴収すべきものはそのつど調査決定するとともに、これが徴収整理に努力されたい。

区分 年度	現 年 度 分		過 年 度 分		合 計	
	調 定 額	収入済額	収入 済額率	調 定 額	収入済額	収入 済額率
3 8	円 12,134	円 12,134	% 100	円 —	円 12,134	% 100
3 9	円 1,825	円 1,825	% 100	円 1,224	円 3,049	% 1,825/59.9

ウ 収入調書にかい長ならびに出納員の印の洩れているものがあつた。

(4) 生活保護費返還金について

昭和40年1月31日現在における未返還金は180,358円(現年度分33,167円、過年度分147,186円)あり、他所に比較して多額であるが、現在なお未収となつていゝものの収納整理に務力されたい。

(5) その他

ア 身体障害者福祉法に基づき身体障害者収容授産施設更生館への収容委託者の中には、委託期間の終了してゐたものがあるが、これらについては委託の更新措置を行なわれたい。

イ 母子福祉資金貸付金償還協力員に対する報酬は、予算の都合上協力員の活動実績より少く支払ひしてゐるが、事前に予算に見合う活動計画をたてて償還指導を行なう等、予算額以上の事実上の支払義務を負はないよう配慮されたい。

また、費用弁償の支払についても活動実績にもとづくようにされたい。

ウ 生活扶助で、現物給付を行なう場合における物品の出納について  
は、出納員から物品取扱主任へ払出しを行ない、さらに物品取扱主任から被保護者へ現物を給付する担当者へ交付し、物品購入借書及び物品整理簿によりそれぞれの授受を明らかにすることが適当であ

る。

自治研修所

昭和40年3月29日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平

1 予算の執行状況 (40. 2.28現在)

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	調 定 済 額	収 入 済 額	収 入 済 額 率
自治研修所運営委託事業収入	1,136,000	1,136,000	0
雑 入	900	900	0
合 計	1,136,900	1,136,900	0

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予 算 合 達 額	支 出 済 額	予 算 残 額
総 務 費	6,929,220	6,074,494	854,726
土 木 費	16,500	16,500	0
合 計	6,945,720	6,090,994	854,726

2 研修実績

区分	一部(新採)		二部(初級)		三部(吏員)		四部(監督者)		五部(専門)		合計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
県	2	185	6	357	(14)	(726)	(5)12	(86)183	(3)2	(184)140	(22)22	(996)865
市町村	3	78	6	237			7	106	5	140	21	578
計	5	263	12	594	14	726	24	375	10	157	65	2,439

(注) ( )の数は県、市町村職員合同研修で、外数である。

3 留意事項

(1) 会計事務について

「38年度研修概況」600部42,000円で特定業者と随意契約により印刷していたが、随意契約による場合においてもなるべく2人以上から見積書を徴して実施されたい。

(2) 研修施設について

現在の研修施設の全面的拡充整備については前回の監査で指摘されたとおりで、とくに女子職員のための宿泊施設並びに浴場の新設が当面の課題となつているので、当局の検討善処を重ねて要望する。なお、現宿泊施設の教室転用と、隣接の県独身寮を研修所宿泊施設に転用することについても併せて研究されたい。

婦人相談所・婦人寮

昭和40年3月29日監査

監査委員 浜 田 庄 平  
同 中 田 玉 平

1 予算の執行状況 (40. 2. 28現在)

(1) 歳 入

(単位 円)

科	目	調 定 額	収 入 額	収 入 未 済 額
婦人更生資金貸付金元利収入		625,745	288,861	336,884
弁 償 金		27,918	27,918	0
合 計		653,663	316,779	336,884

(2) 歳出 (単位 円)

科目	予算	合算額	支出済額	予算残額
総務管理費		62,000		7,966
社会福祉総務費		3,909,000		163,969
婦人福祉費		1,361,000		450,098
婦人保護施設費		903,000		422,771
合計		6,235,000	5,190,196	1,044,804

2 主な業務の実施状況

(1) 相談業務の実績

取扱機関	更生相談		資金結婚相談		求職相談		医療相談		生活相談		その他		合計
	相談	相談	相談	相談	相談	相談	病気の相談	妊娠の相談	子供の相談	住居の相談	その他	その他	
婦人相談所	29	8	2	8	3	16	3	2	1	72			
東部駐在	3	4	4	4	1	8	3	2	2	34			
倉吉市	1	1	5	5	2	15	3	29	2	58			
米子市	3	2	9	9	2	2	1	2	2	19			
境港市		2	4	4	1	3	1	3	3	14			
合計	36	17	22	27	4	31	8	38	8	197			

(2) 一保護及び措置の状況

一時保護	措置の状況				計
	実人員	延人員	措置	状況	
15	39	1,019	7	4	39

(3) 婦人寮の入退寮調

定員	年度当初在寮者	入寮者	退寮者	寮末在寮者	40年2月未延人員
15	8	27	18	17	2,933

(4) 婦人更生資金貸付

借入申込受付進達件数	知事の貸付決定	
	件数	金額
6	4	225,000円
	1)	(うち辞退申出60,000円)
		475,000円
		(うち辞退申出1)

3 留意事項

(1) 会計事務について

ア 石油ストーブ2台(12,000円)及び同ストーブ用燃料並びに木炭55俵(22,750円)を随意契約によつて特定の業者(米穀企業組合販売所)から購入していたが、とくに、ストーブ用燃料は他の出先機関が石油販売業者から購入している価格より高いように見受けられた。不経済な支出とならないよう業者の選定等について一層慎重を期されたい。

また、入寮者の給食用材料のうち副食(調味料を含む)の納入業者も長期間特定業者に固定している。適時他の業者の見積を徴して比較する等の配慮が望ましい。

イ 「婦人保護の一年の歩み」600部の印刷をタイフ印刷業者と随意契約により実施していたが、相見積は比較にならない活版印刷のものに徴していた。契約にあつては仕様を明示して実施するようにせられたい。

ウ 物品購入図書にかい長印の残れているものがあつた。留意された  
い。

(2) 婦人更生資金について

ア 償還状況は次表のとおりであつて、とくに、過年度調定分の償還は低調である。所在不明又は事業失敗等が滞納の主な原因となつて  
いるようであるが、なかには、償還指導を推進することによつて回  
収が早められるものがあるようである。未償還額は累増の傾向にあ  
るので、常に未納者の状況は極に努め、さらに計画的償還の指導を  
加える等償還促進について一層努力されたい。

区 分	調定額	収入済額	収入済額	左	の	前年度決算に
	円	円	円	収入 <td>率 <td>おける収入率</td> </td>	率 <td>おける収入率</td>	おける収入率
現年度分	392,802	280,104	112,698	71.31%	66.78%	
過年度分	232,943	8,757	224,186	37.59%	14.69%	
合 計	625,745	288,861	336,884	46.16%	52.16%	

イ 借受者からの分割納入によつて収入している場合があるが、滞納者の殆んどは資力が弱いためやむをえないものと思われるので、このような場合には、地方自治法施行令第171条の1第2項の規定を適用して、履行延期の特約によるよう検討されたい。

ウ 延滞利子の規定を適用することについては、毎年の監査で指摘しているが、これが取扱について検討されたい。

エ 償還金調定事務のうちには、過年度分及び期限前償還にかかる調定が重複しているもの、調定を行なわないうで収納しているもの又は歳入調定簿記帳残れ等がある。的確な事務処理に努められたい。

内職公共職業輔導所

昭和40年4月13日 監査

監査委員 中 田 玉 平

1 予算の執行について  
当所運営費予算は本年で経理しているが、内職技術指導等に要する一部経費は、常時資金前渡を受けて支払つており、40年1月31日現在の状況は次表のとおりである。

科 目	前渡資金受領額	支 出 額	残 高
	円	円	円
職業訓練総務費	213,000	144,075	68,925

2 主な業務の実施状況

区 分	相談件数	あつせん件数	苦情処理件数	調査件数	情報提供件数	求人回数	巡回指導回数
38年度12月末現在	2,271	1,429	135	96	223	20	54
39年度12月末現在	3,164	1,344	119	126	188	34	160

3 留意事項

(1) 出納事務について  
前渡資金の一部を、巡回指導等の際手持保管する場合が多いが、会計規則の定めるところにより、現金出納簿に預託金及び手持現金の区分をして記帳されたい。

また、預金利息については現金出納簿にその出納を記帳するとともに、速やかに歳入への納付手続きをとられたい。

(2) 庁舎の貸借契約について  
庁舎は、鳥取公共職業安定所の建物の一部を貸借契約のないまま無償

借り受けして現在に至っている。このことは前年度の監査においても指摘したところであり、監査日現在鳥取公共職業安定所は他の新築庁舎に移転しており、近く当所も同所の建物の一部を借用して移転することとなつていたが、使用に当つては契約を締結して貸借関係を明確にされたい。

なお、水道料金、便所くみ取料金の負担についても、前記貸借契約において約定されたい。

4 組織運営について

内職あつせん業務は、当所のほか、米子市に非常勤の相談員（報酬月5,000円）一名を置いて実施している。このため、鳥取市及び米子市においては業績が挙つてはいるが、他の都市では不振である。少なくとも中部地区に一名の相談員を設置することと勤務に対応する報酬の支給が望まれる。

皆 成 学 園

昭和40年4月19日監査

監査委員 浜 田 庄 平  
同 中 田 玉 平

1 予算の執行状況 (40. 1. 31現在)

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
弁 償 金	674,852	613,826	61,026	
生産物売却収入	37,325	37,325	0	
合 計	712,177	651,151	61,026	

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予 算 合 達 額	支 出 済 額	予 算 残 額	備 考
児童福祉総務費	12,331,377	12,171,951	159,426	
精神薄弱児施設費	10,349,000	9,373,205	975,795	
合 計	22,680,377	21,545,156	1,135,221	

2 精神薄弱児収容状況 (40. 3現在)

性別	学年小学校					中学校					計
	1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
男	—	4	2	4	5	6	10	15	19	65	
女	1	1	2	5	5	7	8	13	13	55	
計	1	5	4	9	10	13	18	28	32	120	

3 留意事項

(1) 会計事務について

ア 紫葉製品（一心焼）の既売代金を現金受領した場合、担当指導員が私製領収書を購入者へ発行し、この現金の引継ぎを受けた出納員が才入へ払込みしているが、出納員が現金領収証を購入者に交付して、才入へ払込むようにすべきである。

イ 重油の購入にあたり、年度中途（11月1日以降）に単価改定の変更契約を締結しているにもかかわらず、11月中に納品のものとは当初契約による高い単価で支払っていたことは適当でない。過払分はすみやかに戻入されたい。

ウ 懸案となつていたうぐいす坂の下水溝工事を庁舎の壁補修工事と

00850

ともに106,000円で一括実施していたが、この下水溝工事(57,600円)はコンクリート施工が粗悪で、なお、根伐の埋戻も不十分なところがあつた。今後このような工事を実施する際は監督を厳にされたい。

エ 小切手振出等通知簿に銀行受領印のないものがあつた。授受を明確にしておかれない。

(2) 寄附物品の受納について

収容児童の職業指導に使用するよう某会社から寄附された、ロクロ(12台)及びエツチングプレス(2台)は、物品事務取扱規則の定めるところにより、受納の手続きをされたい。

(3) 財産の取得及び管理について

下記財産の取得及び管理については、主管課は速やかに所要の措置を行なわれたい。

ア 学園敷地のうち倉吉市新町区民有地50坪を契約のないまま無償で借り受けているが、貸借契約を締結する必要がある。

イ 学園敷地が、敬仁会館へ通ずる道路の敷地に潰されている部分があるようである。境界を明確にされたい。

ウ 女子職業指導館として使用している建物は、学園本館改築の際同工事請負業者へ払下げし、同業者が学園後援会へ寄贈されたとのことであるが、使用の実態からして具有化が望ましい。

4 組織運営について

収容児童は精薄であると同時に虚弱児が極めて多く、年間の発病、負傷も相当数にのぼっている。保健婦又は看護婦を配置すべきと考えられるので、国庫補助の関係もあろうが、配慮されるよう希望する。

保 育 専 門 学 院

昭和40年4月19日 監査

監査委員 浜 田 庄 平  
同 中 田 玉 平

1 予算の執行状況 (40. 3. 31現在)

(1) 歳 出

(単位 円)

科 目	予算合算額	支出済額	予算残額	備 考
総務管理費	8,000	8,000	0	
児童福祉総務費	7,427,084	7,184,517	242,567	
合 計	7,435,084	7,192,517	242,567	

(2) 収入証紙取扱額 (入学試験手数料) 50,000円

2 学生の状況 (40. 3現在)

定 員	在 学		計
	1学年 (第9回生)	2学年 (第8回生)	
100人	50人	49人	99人

3 留意事項

(1) 会計事務等について

ア 学生の郊外研究及び施設見学のため貸切バスを利用した場合において、この経費を支弁するため、学生及び随伴職員へ旅費を支給しているが、この経費総額並びに経費総額に対する学生と随伴職員の負担状況が不明であつた。貸切バス利用料は「使用料及び賃借料」より一括支出出して経費を明確化すべきである。



1 講師手当に対する所得税をあやまつて多く引き去つたため、この相当額を出納員が歳入歳出外現金から受け取つて還付していたが、証拠書類に出納員の領収印がなく、また、当該講師に還付したことを証する書類もなかつた。授受を明確にしておかれない。

ウ 当学院の入学選抜手数料は、証紙による収入の方法をとつていながら、証紙によるべき収入等に関し規定している県収入証紙規則中には前記手数料は含まれず、したがつて証紙収入とすべき根拠がない。しかしながら、県立高等学校入学選抜手数料が証紙による収入とされていることからして、この手数料も証紙によることが適当であるので、現行規定に所要の改正を加えるよう検討されたい。

4 その他について  
特別教室の設置及び心理学系統担当常勤職員の配置については従来の監査報告で述べたとおりである。善処方を重ねて要望する。

米子西高等学校

昭和40年1月18日監査

監査委員 浜 田 庄 二

1 収入の状況について (39年12月末現在)

(1) 収入計算書

科 目	調 定 額	収 入 済 額	納 入 未 済 額	備 考
教育使用料授業料	円 9,591,600	円 9,566,000	円 25,600	

(2) 収入証紙取扱額 7件

証 紙 は り つ け 額	手 数 料 相 当 額	差 引 収 入 額
円 2,450	円 72	円 2,378

(3) 授業料納期限内収納額は 5,872,800円で調定額に対し61.2%の収入率を示し、前年同期より3.6%上昇しているが、さらに収納確保に努力されたい。

(4) 授業料の納期限後の収納については、債権管理事務取扱規則によることとなり、事務は複雑となるので、納期限を厳守させるよう随時指導の要がある。

2 債権管理の状況について

(1) 債権管理事務取扱規則に規定する督促状の発行等の手続きは何等なされていない。規定のとおり処理すべきである。

3 公有財産管理の状況について

(1) 鳥取県公有財産事務取扱規則の制定に伴い、教育財産事務取扱要項を主管課において検討中であつたが、早期に制定して教育財産管理の明確を期することができるよう配慮されたい。

(2) 当校グラウンド用地内には農林省所有にかかる土地240坪 (5筆) が含まれ、無償で使用しているが、使用についての事務手続きが見当らない。事務処理を行なうとともに、さらに進んでは県有化に努められたい。

(3) 38年度にP.T.A経費をもつて県費工事に続き足し施行した教室(20坪)については、前回の監査報告で指摘したとおりであるが、40年1月7日付をもつて県に対しP.T.A会長名で寄附申込書を提出していた。

(4) 行政財産(教室、体育館等)を使用許可申請なしに他に使用させ、

県入に属しない収入として使用料を徴していたが、規定に従った使用許可手続きにより使用せしめるべきである。

4 支出の状況について (39年12月末現在)

(1) 支出計算書

科目	項目	予算現額	支出済額	残額	備考
教育費	高等学校費	36,412,120	35,355,747	1,058,373	
	教育総務費	35,895,620	34,935,247	960,373	
	計	516,500	418,500	98,000	
合計		36,412,120	35,355,747	1,058,373	

5 契約について

- (1) 浄化槽の清掃委託契約約定に不十分な点があったので留意されたい。
- (2) ガス料理器を購入していたが、機械器具類の購入に当っては品質、規格等その性能を比較し、購入機種を選定した経過を記録して置くようにされたい。
- (3) 自転車置場の新設工事を206,947円で請負契約していたが、支払額は200,000円で差額6,947円は値引きされていた。このような場合には契約の変更を行なう等事務の取扱に慎重を期されたい。

米子南高等学校

昭和40年1月18日監査

監査委員 中野田 玉平  
同 野坂 浩賢

1 収入の状況について (39年12月末現在)

(1) 収入計算書

科目	目	調定額	収入済額	収入済額	備考
教育使用料	授業料	8,787,800	8,771,000	16,800	
	全日制高等学校授業料 定時制	8,574,800	8,558,000	16,800	
特別会計	生産物売払収入	213,000	213,000	0	
		804,875	601,170	263,703	

(2) 収入証紙取扱額 3件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	備考
1,050	31	1,019	

- (3) 授業料納期限内収納率は、全日制本校47.65%、分校20%、定時制19.72%で低調である。とくに分校は全日制、定時制とも低率となっているので、常時収納確保に留意されたい。

2 債権管理の状況について

- (1) 債権管理事務の取扱については、債権管理事務取扱規則第4条に規定する納期限後の督促並びに第6条に規定する滞納の整理等に留意していた。

3 公有財産管理の状況について

(1) 電柱設置にかかる校地の使用許可について手続中であったが、申請内容と現状とに不適合を生じていたので、図面等を対照し調査された。

(2) 行政財産（主としてグラウンド）を他に使用させたものは、31件（監査時まで）であるが、これに対する使用許可の手続きはなされず、従って、使用料も収納されていない。

(3) 分校敷地グラウンド等借用地は4,456.1坪であるが使用貸借契約がない。締結の要がある。

4 実習会計の運用状況について

(1) 飼養管理している動物の死亡に当り、校長には事故報告しているが、会計規則に規定した手続きが実施されていない。

5 契約について

(1) 産業教育振興法に基づく物品購入に当り次の点に留意されたい。

1 随意契約の場合においても、なるべく二人以上から見積書を徴すること。

2 性能の比較等によつて機種を選定した理由を記録しておかれない。

(2) 工事請負で見積書にその提出年月日の記入がないもの及び見積書未提出のままで請書により発注されていたものが見受けられた。留意されたい。

6 支出の状況について（39年12月末現在）

(1) 支出計算書

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	備 考
教育費	44,064,800	43,190,424	874,376	
高等学校費	43,692,620	42,840,099	852,521	
教育総務費	372,200	350,325	21,875	
特別会計 県立学校実習費	692,000	665,536	26,464	

(2) ガソリンの購入並びに物品出納については、出納長通知に基づく注油伝票様式によるほか、発注前に隊長が決裁するよう配慮されたい。

(3) 中国五県農業教育研究会（8月20日～25日）開催に要する経費は7月10日付令達されていたが、特別旅費並びに役務費は未払いとなつていた。（県費以外の経費で立替払いしていたため。）

7 諸帳簿の整備について

次のように諸帳簿に不備な点が見受けられた。

(1) 旅行命令簿で旅行者印の洩れ、及び県内旅行において急行列車等乗用の際の命令者認印の洩れ

(2) 宿日直勤務命令簿で所属長印の洩れ並びに当直者印及び代直者印の洩れ

(3) 運動確認簿に事実確認の記録洩れ

米子東高等学校

昭和40年1月22日 監査  
監査委員 中 田 玉 平

1 収入状況について（39年12月31日現在）

(1) 収入計算書

科		目		調定額	収入済額	収済入額	備考
款	項	目	節				
使用料及び手数料	使用料	教育使用料	授業料	12,925,315	12,729,495	195,820	
			(説用) 全日制高等学校授業料	12,921,165	12,725,345	195,820	
			(〃) 定時制高等学校授業料	11,280,800	11,137,600	143,200	
			(〃) 通信教育受講料	500,000	488,900	31,200	
			(〃) 高等学校専攻科授業料	377,265	355,845	21,420	
			(〃) 高等専攻科授業料	763,000	763,000	0	
	手数料	教育手数料	教育手数料	4,150	4,150	0	
	雑入	雑入	雑入	410	410	0	電柱敷地料
合	入	入	計	12,925,725	12,729,905	195,820	

(2) 収入証紙取扱額 84件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	備考
円 29,400	円 880	円 28,520	

- (3) 授業料納期限内収納率は、全日制38.8%、定時制17.3%、専攻科71.3%で、前年度に比較し定時制は0.3%上昇しているが全日制は2.9%、専攻科は2.6%それぞれ低下している。納期限内納付については随時指導し、その徹底を期されたい。
- (4) 通信制における入学生並びに在校生に対する受講料の決定が遅延しているものがある。また、入学決定後数日を経過して受講料を一括し

て調定していたが、入学決定のつど受講料を決定するよう配慮の要がある。

- (5) 専攻科入学志願書に貼付の収入証紙を一括整理していたが、受付のつ度整理すべきである。
- 2 債権管理の状況について
  - (1) 債権管理の状況については米子西高の項で述べたとおりであり、債権管理事務取扱規則第4条に規定する納期限後の督促及び第6条に基づき滞納整理票の作成を行なうべきである。
  - 3 公有財産管理の状況について
    - (1) 電柱敷地として校地使用料410円を収納していたが、地方自治法の

改正により新たに受理した行政財産使用許可申請書が未処理となつていた。なお、新条例による使用料の額と既収の額とは相違しているので調整の要がある。

(2) 公有財産台帳整備につき善処の要がある。

(3) 山林2,422坪は民有地との境界が不明確となつているので、徴明確にされたい。

(4) 他に対する行政財産(教室、グラウンド等)の使用許可は、公有財産事務取扱規則の規定により行なうべきである。

(5) 艇庫敷80坪を米子市より借用していたが、借用期間満了し使用不能となつていた。替地確保につき当局の善処を望む。

(6) 山林立木は法務局登記簿に所有権保存登記済であるが、グラウンド等の立木は未登記となつていた。

(7) 校舎、図書館内の清掃、維持管理に格段の努力をされたい。

4 契約について

(1) 物品の購入に当り契約書の作成を省略することができるものでも会計規則第111条第2項の規定に従い契約の適正な履行を確保されたい。随意契約の場合で1件5万円を越える物品を購入する場合は、下記事項について留意されたい。

イ 請書その他これに準ずる書面を徴すること。

ロ なるべく相見積書を徴すること。

ハ 機械、器具を購入の場合は、性能比較表等を作成し、機種決定の理由を記録しておくこと。

(2) 浄化槽の清掃委託契約約定は不備であるので明確にされたい。なお、見積書の提出前に上記契約が行なわれていたこと及び、相見積書を徴

していなかつたことは適当でない。

5 支出の状況について(39年12月末日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	備 考
教育費	51,094,320	50,010,634	1,083,686	
高等学校費	50,181,720	49,252,368	949,352	
教育総務費	446,500	444,080	2,420	
体育保健費	466,100	334,186	131,914	
合 計	51,094,320	50,010,634	1,083,686	

6 諸帳簿の整備について

ア 旅生命令簿に旅行者印のなつ印洩れが散見された。

イ 通勤の確認を随時励行し通勤確認簿の整備をされたい。

ウ 宿日直勤務命令簿に所属長印並びに代日直者の印洩れが散見された。

科 学 博 物 館

昭和40年2月5日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平

1 支出について(39年12月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	子 算 現 額	支 出 済 額	残 額	備 考
教育費	6,526,000 円	6,306,052 円	219,948 円	
社会教育費	6,474,000	6,254,052	219,948	
教育総務費	52,000	52,000	0	
合 計	6,526,000	6,306,052	219,948	

- (2) フロペンガスの年間購入契約を締結していたが、購入単位、規格、等の契約条項について検討の要がある。
- (3) 硝子ケース 3個116,000円の購入に当り、県会計規則に定める契約の締結をしていなかったため留意の要がある。

2 財産管理について

- (1) 先年来指摘していた当館敷地2,657.85坪の使用関係については、従来、鳥取市より無償借用しているが、その契約書等はないとして例年の定期監査においても指示されなかつた。このたび、該土地は大正11年5月19日付で所有者(池田家)と知事の間で敷地貸借契約書が取り交わされていることが判明した。その後、昭和8年頃にこの土地は所有者から鳥取市に寄贈されているが、この間の経緯、土地使用の権原等を記録、明確にし、借上財産の管理に遺憾のないようにされたい。
- (2) 附属建物廊下10.05坪のうち5.55坪を火災予防の見地より取りこわしたが、公有財産の原形の変更又は用途の廃止の手続きが未了となつていたので、合規の事務手続きをされたい。

- (3) 前年度指摘した構内の監視人住宅の明渡し請求をなお継続実施されたい。

- (4) 「郷土と科学」の印刷を55千円で契約していたが、県会計規則第11条に定める請書を徴することにつき配慮されたい。
- (5) 物品の購入に当り見積書並びは相見積書を徴すべきもので実行されていないものがあつたので留意されたい。

米子皆生学園

昭和40年2月11日 監査

監査委員 浜 田 庄 二  
 同 中 田 玉 平  
 同 小 谷 善 高

1 支出について (39年12月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	子 算 現 額	支 出 済 額	残 額	備 考
教育費	15,105,000 円	14,364,324 円	740,676 円	
特殊学校費	15,055,000	14,360,304	694,696	
教育総務費	50,000	4,020	45,980	
合 計	15,105,000	14,364,324	740,676	

- (2) 通勤手当支出に当り、随時通勤事実の確認を助行されたい。
- (3) 認定講習並びに視察のための旅行を除き、39年4月以降12月末までの間において、旅行命令を受けた職員14名分の旅費は令達予算の枠を

越えるため未支払となつていた。予算額の少ないことも認められるが、令連額の範囲内において計画的執行するようにされたい。

2 就学奨励費の支給について

(1) 支給明細は次のとおりである。(39年12月31日現在)

区 分	教科書 購入費	学用品 購入費	通学費	通 添 費	合 計
	円	円	円	円	円
概算交付額	105,507	3,412	4,083	1,464	114,466
支給済額	105,507	3,412	4,083	1,464	114,466

(2) 教科書の現物支給は、整肢学園長あて交付し受領書を徴していたが、金品支給台帳を作成し整理されたい。

(3) 概算交付額114,466円は、年度後期の39年12月22日に至り受領してしたが、本庁は早期に交付し、通学費等保護者立替負担を解消するよう配慮されたい。

3 財産管理について  
公有財産台帳副本を整備し財産管理を明確にするよう図面等を作成し主管課に協議中であつた。

4 主な施設等の整備状況について  
39年度4教室外管理室、特別教室266坪を2,460万円で施行中で40年3月20日完成の見込みであつたが、当初計画に対し143坪縮減されていた。上記により校舎はでき上つたが、今後さらに屋内体育館の建設、校内設備の充実が望まれる。

5 その他について  
当校は養護学校であり、高等学校のような地元後援団体の財政的援助は望めないので、学校運営の予算面において特に配慮されるよう希望する。

倉吉農業高等学校

昭和40年2月17日 監査  
監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平

1 収入について

(1) 収入計算書(40年1月31日現在)

区 分	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
教育使用料	5,348,600	5,328,800	19,800	
全日制高等 学校授業料	5,285,600	5,266,400	19,200	
定時制高等 学校授業料	63,000	62,400	600	
雑 入	41,346	41,346	0	
計	5,389,946	5,370,146	19,800	
特 別 会 計				
生産物売払 収入	3,146,641	3,081,823	64,818	もち3,780円は雑入 羊肉代

(2) 授業料の納期限内収納率は全日制71.4%、定時制25.7%で、定時制は低率である。

(3) 実習会計においては各部門毎に払下生産物の価格評定同簿を作成していたが、その内容は記入されていなかった。

2 支出について

(1) 支出計算書(40年1月31日現在)

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額	備 考
教育費	45,309,460 円	34,065,609 円	11,243,851 円	
高等学校費	44,957,460	35,766,424	11,171,036	
教育総務費	312,000	259,185	72,815	
保健体育費	60,000	60,000	0	
衛生費	17,609	0	17,609	
公衆衛生費	17,609	0	17,609	
計	45,327,069	34,065,609	11,261,460	
特別会計 県立学校実習費	4,603,000	3,045,246	1,557,754	

(2) 契約について

(A) 産業教育振興法に基づいてボイラー1基を800,000円で購入していたが、その据付など附帯工事についての約定が契約条項中にない。契約は細心の注意をもつて行なわれたい。

(B) 同じく産業教育振興法による一般設備として牛乳処理設備外15点4点(1,500,000円)、農業近代化設備として牛乳処理設備外15点(3,000,000円)の設備充実に当り、その発注が年度後期に集中しているため、納品が遅延していた。また、農業近代化設備については、年度末に近い監査日現在においても、購入契約の事務が進んでいない現状であった。国庫補助の関係もあろうが、早期に購入するよう本庁、学校ともに努力の要がある。なお、これら機械類の購入機種を選定に当つては、選定理由を記録整備しておかれない。

(3) 39年7月以降の県外旅行のうち未精算のものがあるので早期に精算

させられたい。

(4) 学校演習林の保護管理のため看守人を配置し、月2,000円の賃金を支給していたが、巡視計画並びに巡視報告等がなく、管理内容が不明確であったので、これが明確化につき検討の要がある。

(5) 製炭夫雇用契約の締結に基づき製炭生産(製炭加工)実績により賃金を支給していたが、契約内容からみて支出科目に検討の要がある。

3 債権管理について

納期限までに納入されない授業料については、債権管理事務取扱規則に基づき合規の手続きをされたい。

4 公有財産及び物品の管理について

(1) 電柱敷等行政財産の使用許可について公有財産事務取扱規則に規定した手続きがなされていない。また、行政財産使用料条例に基づく使用料も徴収されていないので、合規の手続きの要がある。

(2) 三朝分校土地817.74のうち22坪が未登記となつていた。登記促進すべきである。

(3) 演習林の樹木別財質を調査し、公有財産台帳に登載の要がある。また、校地内に相当数の樹木があるが、同様に公有財産台帳に登載されたい。

(4) 小型四輪車(N0.55)は、使用不能で不用と思われるのに不用の決定がなされないまま放置してあつたので合規の手続きのうえ処分されたい。

5 主な施設の施工について

(1) 本庁施行にかかると農産加工室40坪(190万円)は、醸造室壁打継目にクラツクを生じていた。

(2) 同じく牛舎40坪(190万円)は、スタンプ取付にあたり手戻り



を主として、施行監督に配慮の要がある。

鳥取高等学校

昭和40年4月13日監査

監査委員 中 田 玉 平

1 収入の状況について (40年1月31日現在)

(1) 収入計算書

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
使用料及手数料授業料	14,135,000	13,994,600	140,400	
全日制高等学校授業料	12,984,000	12,843,600	140,400	
高等学校専攻科授業料	1,151,000	1,151,000	0	

(2) 収入証紙取扱額

区 分	証紙より付け額	手数料相当額	差引収入額
入学選抜手数料	3,150	94	3,056

(3) 授業料の納期限内収納率は全日制66.5%、専攻科74.0%である。全日制12月分授業料の納期限内収納率は45.8%で他の月より低率である。

2 債権管理について

(1) 倉吉農業高校の項で述べたとおりである。

3 公有財産の管理について

(1) 行政財産を他に使用させ果樹入に属さない使用料を収入しているものがある。善処されたい。

4 支出について (40年1月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	子 算 現 額	支 出 済 額	子 算 残 額	摘 要
教育費	51,604,600	43,462,562	8,142,038	
	920,600	756,590	164,010	教育総務費
	50,673,000	42,694,972	7,978,028	高等学校費
	11,000	11,000	0	保健体育費
計	51,604,600	43,462,562	8,142,038	

(2) 予算令達が一部遅延し、資金並びに需用費等で赤字支出経理となつていたものがある。予算の適期令達に留意されたい。

5 主な施設設備について

(1) 前年の定期監査報告で指摘した同窓会館50坪は39年7月29日寄附採納していた。

(2) 防火用水槽18坪を建設するに当り、県費予算15万円以外にPTA等の経費51,100円を継ぎ足して施行されていた。分割することのできない構造物の総工事財源はすべて県才入に組み入れ合理的に施行すべきである。

6 契約について

(1) 随意契約に当つては、なるべく2人以上から見積書を徴するようにされたい。

(2) 39年8月夏季補導常駐所の賃借料を立替金の取扱をしてしたが、地方自治法の一部改正に伴ない資金前渡の方法によるか、または、送金払とすべきである。

(8) 自転車置場新設工事外数件の工事を発注していたが工事の施工に当たっては起工伺並びに工事内訳明細書を作成されたい。

7 諸帳簿の整備について

(1) 通勤手当支給に当っては、通勤事実を随時確認し、通勤確認簿に記載されたい。

(2) 宿日直勤務命令簿に代直者印、命令印の洩れがないようにされたい。

鳥取西高等学校

昭和40年4月13日 監査

監査委員 浜 田 庄 二

1 収入について (40年1月31日現在)

(1) 収入計算書

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	摘 要
教育使用料授業料	18,717,825 円	18,429,870 円	287,955 円	
教育手数料	5,650	3,500	2,150	
計	18,723,475	18,433,370	290,105	

(2) 収入証紙取扱額 7件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額
8,050 円	240 円	7,810 円

(3) 40年1月31日現在における授業料等の納期限内収納率は、全日制64.0%、定時制20.6%、通信制29.1%、幼稚園80.1%である。

(4) 通信教育入学料の徴収が遅延していた。同条例第3条に、入学料の

納付は3月とすると規定してあるが、3月中の入学志願者は18名で、これらは4月以降に入学を許可されていた。その他は全部が新年度に志願していたので、早期に志願させることにつき配慮の要がある。

2 債権管理について

倉吉農業高等学校の項で述べたとおりである。

3 公有財産の管理について

(1) 行政財産使用許可に当っては、公有財産事務取扱規則等に規定する諸条項の手續きを履行されたい。

(2) 借用校地7,202坪の使用貸借契約の締結及び同土地上に建築された講堂兼体育館等県有建物の登記促進に配慮すべきである。

4 県才入外手数料徴収状況

(1) 卒業生に対する卒業証明575件に対し手数料を徴収し、県の会計外において経理していたが、関係手数料条例は制定されていないので、徴収することは当を得ない。

5 支出の状況 (40年1月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予 算 理 額	支 出 済 額	残 額	
			円	円
教育費	86,370,730 円	72,850,795 円	13,519,935 円	
教育総務費	1,221,730	1,107,995	113,735	
高等学校費	84,373,500	71,225,539	13,147,961	
保健体育費	775,500	517,261	258,239	
計	86,370,730	72,850,795	13,519,935	

(2) 定時制通信教育手当並びに教育職員特殊勤務手当の支給で、勤務実績に欠格日数のある職員1名分5,733円(10月分)を誤って支給したが、監査日現在返納の手続中であつた。

6 契約について

(1) 保管庫等の購入に当り、見積書に納入期限が明記されていないもの、納品書の納入月日が購入伺簿と相違していたものがあつた。

(2) 電熱温度計の購入に際し、39年12月1日付の見積書では納期は30日以内となつているにもかかわらず請書では納入期限を40年3月10日としていた。

7 諸帳簿の整備について

(1) 旅行命令簿に旅費の請求書との照合割印使用方法について配慮された。

(2) 宿日直勤務命令簿に代直者並びにかい長の印洩れがあるので整備された。

(3) 通勤確認簿に異動職員に対する通勤確認の事実が記録不備であるので整備された。

鳥 取 函 書 館  
 監査委員 浜 田 庄 二  
 同 中 田 玉 平

1 収入の状況について(40年1月31日現在)

(1) 収入計算書

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 済 額	入 入	摘 要
図書館使用料	57,760	57,560	200		
雑 入	4,943	4,943	0		食堂使用の電灯, 水道料
計	62,703	62,503	200		

(2) 収入証紙取扱額 5件

証紙はりつけ額	手数料相当額	差引収入額	摘 要
3,000円	90円	2,910円	

(3) 上記証紙収入は、従来の鳥取県収入証紙規則の廃止に伴い、行政財産使用料条例及び公有財産事務取扱規則に基づき使用料を徴収すべきを、39年4月分のみを証紙収入としたものであり、その後の使用料は納入通知書により納付されていた。

2 支出について(40年1月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	残 額
教育費	20,397,000	16,630,705	3,766,295
教育総務費	7,000	0	7,000
社会教育費	20,390,000	16,630,705	3,759,295

(2) 本館並びに分館の郵券出納に関し、物品事務取扱規則第39条の規定

に基づく例月検査の励行に配慮されたい。

(3) 分館職員の旅行命令簿に旅行者印の洩れが散見したので整備の要がある。

3 公有財産管理の状況について

(1) 本館附属建築物の一部13坪を食堂経営させる目的をもって私人に使用させるに当り、行政財産使用許可申請に基づき使用を許可(39年4月1日付)していたが、使用料の額は行政財産使用料条例の規定による額によらないで、相当額を減額し、月2,306円としていた。しかし公有財産取扱規則第13条に規定する使用料減免の範囲の各号に該当しないものと判断されるので、当局は使用料の額を検討されたい。

4 物品管理の状況

(1) 図書等物品の寄附が相当数あるが、物品事務取扱規則に規定する寄附申込書の提出がなく、また知事の承認も受けていない。しかしながら、寄附図書等の中には、相当高価なものから低廉なものまでさまざまあり、また、寄附申込の方式も多様で、これらを現行規定によつて一律に率することは実情に合わないので、物品事務取扱規則の内容について検討されたい。

5 図書の亡失、き損について

(1) 図書の亡失状況表

区分	館 本	八頭分館	気高分館	倉吉分館	計
亡失図書数	196冊	88冊	5冊	186冊	475冊
照合時点	39年4月20日	39年7月31日	39年10月31日	39年11月5日	

(2) 図上亡失図書は曝書期にそれぞれ照合確認済のものであるが、会計規則に規定した合規の手続きが未了となつていたので、促進の要がある。

6 組織及び運営について

(1) 図書館の整備統合について

このことについては連年の監査報告で指摘要望しておりである。  
 (2) 関係係出版物を必ず一部当館へ送付することの制度化について検討されるよう希望する。

米 子 図 書 館

昭和40年2月11日監査

監査委員 浜 田 庄 二

同 中 田 玉 平

1 支出について(40年1月31日現在)

(1) 支出計算書

科 目	目 録		残 額	摘 要
	予算理額	支出済額		
教育費	7,911,400 円	7,790,721 円	120,679 円	
	社会教育費 7,570,400	7,455,251	115,149	
	教育総務費 341,000	335,470	5,530	

(2) 図書館協議会委員(15名)全員の報酬を第1回委員会開催(11月25日)の際、年2回開催分を同時に支払っていたが、予算執行上当を

得ない。なお、第1回分委員1名の費用弁償が未支払であったので早期に支給されたい。

2 契約の状況

(1) 館内塗装修理工事(250,000円)を請負契約により実施していたが、起工荷書並びに工事費内訳明細書を整備する等予算経理の執行に慎重を期されたい。

(2) 朝日新聞縮刷版(10万円)を購入していたが、購入契約の時点において、予算令連額に対し債務負担額が超過していた。予算の令達をまつて執行するようにされたい。

3 公有財産管理の状況

(1) 公有財産台帳副本並びに敷地使用貸借契約書の整備については、主管理に協議中であつたが、早期に整理されたい。

4 物品管理の状況

(1) 寄附図書が相当件数あるが、物品事務取扱規則に規定する合規の手続きが未了となつていたので、整備促進の要がある。

(2) 分館の図書は事実上分館において購入されているが、これが検収、出納などの点に問題点があるので、取扱方法について検討されたい。

5 図書の亡失、き損について

(1) 図書の亡失状況表

区分	本館	日野分館	境港分館	計
亡失図書数	66冊	14冊	0冊	
照合時点	39年10月31日	39年3月31日		

(2) 鳥取図書館と同様合規手續が未了となつていた。促進されたい。組織及び運営について

(1) 鳥取図書館で述べたとおりである。

(2) 隣接の米子青年会議所児童図書館と本館児童室との関連を密着せしめ、利用上の効率化につき研究されたい。

教育研究所

昭和40年4月5日監査

監査委員 浜田庄二  
同 中田玉平  
同 小谷善高

1 支出の状況(40年2月28日現在)

(1) 支出計算書

科 目	予算現額	支出済額	残 額	摘 要
教育費	7,112,000 円	6,621,012 円	490,988 円	
教育総務費	6,516,000	6,143,056	372,944	
高等学校費	596,000	477,956	118,044	

2 図書、資料の利用状況

(1) 昭和40年2月28日現在における貸し出し利用状況は、図書289冊、資料193冊で、図書資料利用内規により運営していたが、信用証の整備送納約定日の厳守、督促の適時化等事務処理並びに運用面に検討の余地がある。

(2) 教育研究所規程第3条によれば、研究所の所掌事務は、教育に関する研究調査、教育関係職員の研修となっており、図書、資料の貸出しそのものは目的ではないので、図書館的にならないよう留意されたい。

3 運営について

何れの研究機関においても、先ず研究項目の選定ということが最も重要な課題となる。当研究所はその置かれた立場からして、普遍的、基本的な項目についての研究は中央等における研究機関に委ね、本県独自の項目、本県教育界における当面の問題等につき教育委員会、教職員、教育団体等の意見も取り入れ、教育行政と現場教育の指針となるよう項目の選定についてその善処方を要望する。

鳥取県体育協会 昭和40年4月2日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平  
同 小 谷 善 高

今回地方自治法第199条第6項の規定により鳥取県体育協会の監査を実施したところ、その状況は次のとおりであった。

1 財政援助事業予算の執行について  
昭和39年度に県より補助金または負担金を受けて実施した事業の昭和40年2月28日現在における収入、支出の状況は次のとおりである。

(1) 収入

科目	目	予算額	収入済額	残額	摘要
県補助金		500,000	500,000	0	種目別大会
県負担金		677,000	677,000	0	第19回県民体育大会
会費充当		282,000	282,000	—	
計		1,459,000	1,459,000	—	

(2) 支出

科目	目	予算額	支出済額	残額	摘要
種目別大会費		673,000	644,000	29,000	
県体開催費		786,000	787,503△	1,503	
計		1,459,000	1,431,503	27,495	

2 昭和39年度中における財政援助事業の実施状況

(1) 陸上競技をはじめ23競技種目を行なう種目別体育大会に対し、県補助金500,000円の交付を受け、これに、体育協会費173,000円を加え、総事業費673,000円を種目別会毎に所要経費を配分し、冬季大会を最終とし全種目の行事を終了していた。

(2) 第19回県民体育大会は、県負担金677,000円の交付を受け、これに体育協会費109,000円を加え、総事業費786,000円をもって夏季大会7月4日～5日、秋季大会9月4日～6日、冬季大会を40年1月18日～20日にわたり開催し、県民体育、スポーツの普及と指興発展に寄与していた。

3 経理出納事務の留意事項

- (1) 県体開催の事業費のうち夏季(15,800円)並びに秋季大会経費(406,720円)が資金前渡払として支出されたまま精算行為がなされていないが、早期に精算の手続をされたい。
- (2) 競技団体よりの事業報告書の提出が遅れているものが一部あるので早期に提出させられたい。

鳥取県新生活運動協議会 昭和40年4月31日監査  
 監査委員 浜 田 庄 二

地方自治法第199条第6項の規定に基づき、昭和39年度において新生活運動協議会が実施した補助事業について監査を執行した。その結果、補助の目的、補助金交付条件に従って実施されていたと認めるが、留意事項は次のとおりである。

- 1 収支計算書(昭和40年3月17日現在)収入

区 分	予 算 額	収 入 済 額	収 入 額	摘 要
県補助金	925,000 円	839,000 円	56,000 円	
その他	180,000	180,000	0	
計	1,105,000	1,049,000	56,000	

註 県補助金収入済額は概算交付額

支 出

区 分	予 算 額	支 出 済 額	残 額	摘 要
計	1,105,000 円	1,048,978 円	56,022 円	

- 2 郷土美化推進奨励金として50万円を91団体に対し交付していた。奨励交付要領によれば交付に当つては、実践活動集団の属する市町村教育委員会提出にかかる団体の推せん書を審査し、実地調査を経て交付の決定をする。通知を受けた長は交付通知書の写をそえて交付請求書を提出することになっている。しかるに交付決定通知を行わず、また交付請求書の提出がないまま交付していったことは当を得ない。

なお、団体における実践活動はすべて記録し、審査時にこれを確認することが望ましい。

- 3 経費の支出は、支出筒により現金を幹事から常任幹事へその都度資金前渡形式により交付し常任幹事からそれぞれ債権者に支払いをしていたが、その証書類の内容は不完全で考慮検討すべき点があった。また、これにかかる精算事務が速かに実施されていないので改善の要がある。

- 4 預金利子を収入に計上されたい。

中 小 家 畜 試 験 場 昭和40年1月21日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
 同 中 田 玉 平

- 1 予算執行について

(1) 昭和39年度にかかる昭和39年12月31日現在の収入、支出の状況は次

のとおりである。  
 収入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
(目) 農林水産業手数料	38,000 円	37,000 円	1,000 円	種付料
(ハ) 生産物売払収入	1,856,997	1,789,950	47,047	
(ニ) 家畜類売払収入	9,410,095	7,330,334	2,079,761	
(ホ) 雑 入	10,370	10,370	0	
計	11,295,462	9,167,654	2,127,808	特定財源予算現額15,953千円に対し 70.8%の調定率

イ 支 出

科 目	予 算 合 達 額	支 出 済 額	残 額	残 高
(数) 総 務 費	681,174 円	621,377 円	59,797 円	
(目) 農 業 総 務 費	13,860	12,210	1,650	
(ハ) 畜 産 "	10,463,428	10,682,461 △	219,033	
(ニ) 畜 産 振 興 費	15,250	0	15,250	
(ホ) 中 小 家 畜 試 験 場 費	14,375,000	13,919,087	455,913	
計	25,548,712	25,235,135	313,577	予算現額8,453千円に対する執行率 75.4%

註 中小家畜試験場費予算現額は18,453千円で、そのうち、管理運営費は1,440千円、試験研究費は17,013千円となっている。

(2) 予算の構造と収支の運営について  
 39年度における中小家畜試験場費予算現額18,453円の財源構成を見ると、家畜類売払代等の特定財源が15,953千円で、86.5% (国庫補助を含めると87.3%) を占めている。ちなみに、この特定財源への依存

率が、37年度31.3%、38年度67.8%、39年度86.5%と逐年増こうしている。予算の効率的執行による経費の節減に配慮していることはいえるが、事業費財源の収入確保に終始苦慮していると思われる。少なくとも本来の目的とする業務に専念できるよう特定財源への依存



率について考慮されるよう要望する。また、畜産物市場価格が下落したため、収入予算額に対して家畜類(肉豚)売払代金において約1,220千円の収入減、収入予算査定単価が高いため生産物(鶏卵)売払代金において79千円の収入減が見込まれ、一方、産鶏売払代金約70千円の収入増を差引考慮すると約1,230千円の収入欠かんが見込まれる。家畜類売払代金等が主要財源である当場の予算編成に当つては、財務当局はこれらの実情を充分考慮し、格別なる配慮をされるよう望む。

2 昭和39年度における当場の主な試験研究は次のとおりである。

事業別	主な試験研究項目	経費	備考
肉豚の経済的肥育に関する研究	ア 肉豚の放牧及び舎内群育に関する試験	千円	
	イ 肉豚の飼料給与に関する試験		
	ウ 肉豚の品種と発育との比較試験	6,287	養豚料
繁殖隊の飼養技術の改善に関する試験	エ 仔豚育成の保温効果試験		
	オ 市販配合飼料の配合内容の相違が発育に及ぼす影響試験		
繁殖隊の飼養技術の改善に関する試験	カ 種雌豚に対する飼料給与日数に関する試験	1,799	"
	キ 種雌豚に対する飼料添加剤(繁殖促進)の添加試験		
豚産肉能力検定事業	ク 仔豚予防剤の母豚飼料に対する添加試験		
		702	"
豚の品質改良事業		1,765	"
		879	養鶏料
肉用母鶏の改良に関する試験			
		847	"

採卵鶏の初産日令の相違とその経済性比較試験	食鶏生産における平飼と立体飼の経済性比較試験	飼料配合内容の相違が食鶏生産の経済性に及ぼす影響について	食鶏に対する光線管理試験
	820	"	"
鶏検定事業	2,974	"	"

3 経理出納について

- (1) 当場に対する予算令達が遅延勝ちで、飼料購入費、工事請負費等が赤字支出されている。本庁は早期令達を行なわねたい。
- (2) 家畜売払代金の調定件数161件に対し、期限内に納付されたものは64件であり、数ヶ月間納付が遅れているものも相当件数あるので、早期収納に一層努められたい。
- (3) 当場敷地内に設置されている電柱、支柱に対する使用料は1本につき30円として徴収しているが「鳥取県行政財産使用料条例」の定める額を徴収すべきである。
- (4) 肉用豚の払下代金の納入及び払下方法が契約書の約定通り行なわれていない面がある。契約書の内容自体についても現実と則しない点もあるので再検討の要がある。

4 財産について

- (1) 38年度に取得した台秤庫(12.71㎡)は、本庁の財産台帳に未登録であり、39年度に寄附により取得した鶏舎(99㎡)は、財産管理の事務を分掌する当場の長に対し、所属部局から何らの通知も行なわれていない。財産の取得及び管理の手續を速かにされたい。なお、ホソソ

室、高架水槽、サイロ、電柱等が財産台帳に未登録である。当場の敷地は借用地であるが借用地に設置したこれら工作物の台帳登録の範囲について主幹課は関係部局と協議決定し、財産管理の万全を期するよう指導されたい。

(2) 39年度に寄附により取得した前記鶏舎の面積は、当場の管理記録と財産台帳の間に不適合を生じている。また、寄附申込者に対する受納承認の通知はなされず、したがって取得時期が不明確なものとなつて

いる。

受納承認及び受納は書面により適切に処理されたい。なお、これらの財産(特に不動産)の取得に当っては贈与契約書を作成することにつき検討されたい。

5 事務事業について

(1) 39年12月末現在における家畜の異動状況は次のとおりである。

(39.12.31現在)

品 種	受				払					出			差引残		
	繰越	生産	購入	編入	入計	払下	死亡	とろとろ	と殺	肉用	編入	計			
成 豚															
ランドレース	33			10	43	2	2	9				13		30	
ヨークシャー	14			1	15			3				3		12	
存 豚															
ランドレース	34	157	2		193	87	2	2	5	69	10	173		20	
ヨークシャー	64	22	252		338	12	4	2	37	228	1	284		54	
雑 種	14	8	90		112	2	5	1	12	54		74		38	
大ヨークシャー			3		3									3	
計	159	187	347	11	704	103	13	15	54	351	11	547		157	
成 鶏															
成 中															
成 大															
成 食															
鶏	1,688				2,028	1,131	328	9		7	1,475		2,241		
ナ					3,404	41	99	48		3,216	3,404				
ナ					3,216	1,033	131	24		2,028	3,216				
鶏	1,920				3,301	4,885	77	24		4,984				237	
計	3,608				11,949	7,088	655	105		5,251	15,079		2,478		

(2) 39年12月末現在で仔豚101頭を私下申請書により私下下げていたが「鳥取県種畜等私下規程に定める私下後の事務処理はほとんど行なわれていない。種畜以外のものでは「鳥取県物品事務取扱規則」の期定により処分することとなる。家畜の私下げについては何れの規程によるべきかを分別して適正に処理されたい。なお、規程についても実態に沿うよう改正の要が認められるので検討されたい。

(3) 39年12月31日まで、豚13頭の死亡事故報告が当場からなされていたが、これに対し善良なる管理者の注意を怠らなかつたか否かについての知事の決定が行なわれていない。当局は速やかに決定し通知されたい。なお、とう汰された15頭のうちには事故報告をすることが相当と認められるものがあつた。事故の範囲についても検討し適切に処理されたい。

(4) 畜産の物品主任が登記しており、出納員が備えるべき物品出納簿は作成されていない。規定様式によるものをそれぞれ備えて登記し、適正に整理されたい。なお、自家生産された家畜の生産主任よりの生産報告及び引継手続の方法についてはなお検討を要するものがある。

このことは畜産試験場、農業高等学校においても同様であるので、本庁の主管当局は早期に検討し善処されたい。

(5) 検定事業で7業者から依頼を受け、初生ピナ1,100羽(県内業者より800羽、県外業者より300羽)の経済検定を実施していたが、検定事業の取扱については何らの定めもなく、会計事務上からも問題の余地があるので、早期に規程を設けることにつき検討善処されたい。

6 組織運営について

当場には37年度から飼料検査室が設けられ、39年度(12月末)までに93

4,500円の経費をもつて直示天坪、顕微鏡ほか56点の機械器具が購入され「飼料の品質改善に関する法律」(第21条、25条)に基づき、飼料若しくはその原料の収去並びに分折検査業務を行つてはいるが、同室に施設されている機械器具は農業試験場肥料検査室で肥料の分折及び成分検査に使用している機械器具と同様なものが多い。該現有機械器具の効率的使用、今後要整備の機械器具の購入及び更新業務態制の拡充強化の面からして肥料検査室と飼料検査室の統合につき検討を加えられるよう望む。なお、38年度(12月末まで)に実施した飼料(原料含む)の収去及び分折検査の状況は次のとおりである。

分 折 検 査 成 分 検 査 鑑 計	総 数	内		訳 場		そ の 他
		収 去	市 場	訳 場	そ の 他	
96点	311	44点	46点	6点		
成分検査	81	105	193	13		
鑑	488	77	0	4		
計		236	239	23		

(註) 収去検査点数中、成分不足及び異物混入の不良飼料5件が指摘されている。

中 小 家 畜 講 習 所

昭和40年1月21日監査

監査委員 浜 田 庄 平  
同 中 田 玉 平

1 昭和39年3月「鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例」

が公布され、当所もその施設のひとつとなつたが、当所の管理に関する規則が未定で、従前の「鳥取県中小家畜々産技術講習規則」によつて運営していたので、至急に規則を制定されたい。

2 39年度の講習生は、第一種生のみで、定員10名に対し監査日現在3名(38年度1名)が所在しているにすぎず、また、農村中型実務者の再教育も当所独自のものは行なわれていなかった。

前年の監査でも述べたとおり、諸種の事情もあるようであるが、当所は37年度に多額の経費を投じて建設されたものでもあるので、講習生の確保と実務者の再教育に一層の配意と努力を望む。

3 当所の施設を農協経済連統計事務所等の主催によるグループ育成座談会、講習会、などに使用させ、畜産に必要な知識、技術の啓蒙普及を図つていたが、行政財産の目的外使用については「鳥取県公有財産事務取扱規則」の定めるところにより所定手続きを執り、適切に処理されたい。なお、講習生の自家用菜園としての場内の土地使用についても同様である。

農 産 加 工 所

昭和40年1月22日監査

監査委員 浜 田 庄 二

1 予算執行について  
39年度にかかる昭和39年12月31日現在の収入、支出の状況は次のとおりである。

収 入	科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
(目) 生産物売払収入		41,900	41,900	0
計		41,900	41,900	0

支 出	科 目	予算合算額	支出済額	残 額
総 務 費		21,000	17,357	3,643
農 業 総 務 費		3,540,670	3,453,024	87,646
農 産 加 工 所 費		1,616,000	1,189,425	426,575
計		5,177,670	4,695,806	517,864

2 38年度の主な試験研究項目は次のとおりである。

事 業 名	主 な 試 験 研 究 項 目	試 験 研 究 期 間	経 費 千 円
特産物の新しい加工利用方法の研究	ア 20世紀梨のクレモフルーツ並びにネクタリーの研究 イ 特産物(梨野菜)の菓子化及び濃縮果汁の研究 ウ 20世紀梨、松葉ガニ等の凍結乾燥食品化の研究 エ 柿の加工(罐詰、ジャム、冷凍蔵、乾燥等)に関する研究	39~43 37~41 39~43 39~43	472
食品の品質向上に関する研究	罐詰、冷凍、濃粉、調味液菓子、水産食品の品質向上試験	38~42	392
加工原料適性に 関する研究	適性熟度、適品種、収穫時期の検定	38~42	150
20世紀梨の冷蔵 試験	各種殺菌防腐剤の効果と熟度と貯蔵曲	37~39	300

3 経理出納について

(1) 旧鳥取県立農産加工所使用料及び手数料条例が改正(39年3月)され、手数料のみに関する条例となつたため、従来行なわれていた加工設備の貸付は39年度は行なわれていなかった。しかしながら、今後において加工設備を試験研究に支障のない範囲で私人に貸付することも考えられるので、貸付方法、料金の基準等について早期に検討しておく要が認められる。

4 財産について

(1) 38年度に建設された加工所及び当所が管理を分掌している農業試験場西伯分場の建物並びに電柱等が本庁の財産台帳に未登録であり、従つて、前年度の監査でも指摘したとおり、火災保険に未加入のままとなつている。

当局は財産の取得等の事務手続きを早期に執り、財産管理の万全を期されたい。

(2) 当所が使用する燃料(重油、石油等)は、地理的に不便なため、必要数量をそのつど購入することは困難で、相当量をまとめて購入しているが、貯蔵設備がないため、市の消防署から注意を受けている。

また、同一構内にある農業試験場西伯分場が同様に当所の建物の一部に油類、農業などを貯蔵している。一方、家畜舎は、建設後家畜の導入が行なわれず、今後においても使用見込がない状況であるので、家畜舎の用途変更及び改築により前記危険物を収納する施設に使用することにつき、早期に検討し、施設の効率的活用を図られたい。

(3) 当所の施設の一部(講堂)を所定手続によらないで、農協等団体主催の研修、講習会などに使用させているが行政財産の目的外使用をさ

せる場合は「鳥取県公有財産事務取扱規則」に規定する事務手続により適正に処理されたい。

5 組織運営について

このことについては、前年度の監査報告に併せて意見を述べたとおり、現在の当所の名称がその実体を表現していない。当機関を工業試験場の関連業務とを勘案して、総合食品研究機関とすることについて検討されるよう重ねて希望する。

鳥取県境港魚市場

県立境港水産会館

昭和40年2月9日監査

監査委員 浜田庄二  
同 小谷善高

1 予算執行について

特別会計、境港水産施設事業の昭和39年度に係る昭和40年1月31日現在の収入、収支の状況は次のとおりである。

(1) 収入

科目	目	調定額	収入済額	収入未済額	備	考	
(目) 魚市場使用料		9,616,021	9,573,726	42,295	収入未済額内	42,295円	
(〃) 水産会館使用料		4,841,300	4,364,900	476,400	{ 事務室使用料 食室 "	570,650円 105,750円	
(〃) 雑入		328,109	314,100	14,009	"	{ 電力料 水道料	3,509円 10,500円
	計	14,785,430	14,252,726	532,704			

(註) 本特別会計の予算現額16,677,000円に対して、調定額は14,785,430円で、88.7%の調定率である。収入済額は14,252,726円で調定額に対して96.4%である。

(2) 支 出

科 目	予算合達額	支出済額	差 引 残 額
県営魚市場事業費	3,048,000 円	2,743,993 円	304,007 円
水産会館運営費	1,465,000	1,250,315	214,685
計	4,513,000	3,994,308	518,692

(境港魚市場)

2 経理出納について

(1) 納期限までに納付されない魚市場使用料について、督促状を発行したもので2,750円(4件)の延滞金の徴収を要するものがあつたが、徴収されていない。

「鳥取県延滞金徴収条例」に規定しているとおり適正に所定の徴収処置を執るべきである。

(2) 39年度に事務室の露結対策として、除湿機2台(1台42,500円)を2ヶ所に設置していたが、所定の購入手続きを執らず物品の納入を行なつていたことは適当でない。

(3) 魚市場清掃作業を外部に委託し、その月分の契約金額13,000円を毎月末に支払うよう約定されているが、作業の履行前に支払うこととなるので翌月払とされたい。なお、契約書の約定事項中に不用と思われるものがあり、また、作業終了後清掃日誌を提出させて検査を受ける

こととしているが、これが検査確認が不明確であつた。約定事項を再検討し適正に処理されたい。

(4) 当市場に対する予算合達遅延のため、給料104,800円が合達額を超過して支出されている。当局は事務処理のしん速化を図り、かいにおける予算経理の適正を期されたい。

3 財産について

魚市場の一部(旧水産事務所135㎡)を従来の貸付契約により年額4,200円で境港市に貸付しているが、行政財産を目的外に使用させる場合の事務手続は、条例、規則の定めるところにより適正に処理されたい。

(境港水産会館)

4 経理出納について

(1) 会館の利用者の一部から建物共用部分に対する電灯料金を協定書により徴収しているが、この電灯料金を徴収する方法及び徴収することについては検討の要がある。

(2) 水産会館使用料滞納にかかる督促状発行が全般的に遅延がちであり未発行のものも散見される。規則どおりに督促されたい。なお、督促状を發したもののについて延滞金額を算定すると19,376円(35件)となるが、これは徴収されていない。「鳥取県延滞金徴収条例」に規定されているとおりの所定の徴収処置を執るべきである。

(3) 水産会館内の食堂貸付面積は235㎡で、該使用料として月額35,250円を納入させていたが「鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例(第4条)」に定めるところによると、この額は70,500円となる。同使用料の減免手続きがないまま差引35,250円(適正料金の2分の1額に相当)年間423,000円を減額されている。

県当局は同条列に基づき適法な措置を早急に執らねたい。

(4) 水産会館内の食堂経営者に対して、38年度まで「水産会館食堂委託契約書」により「貸与」していた食堂用県有物品は、地方自治法の改正並びに鳥取県物品事務取扱規則の公布により、39年度より貸付物品と認められるが、同規則に定める物品貸付に伴う諸手続きが行なわれていない。規則に定めるとおり適正な物品取扱事務を図らねたい。なお、上記の県有物品は監査時において87点で、経費1,101千余円をもつて購入しているものである。この貸付物品については、その使用形態からして物品の価額耐用年数及び償却率等を考慮し、少なくともその償却費相当額の貸付料を納付させることが妥当と思料されるので検討善処されたい。

(5) 前回の監査でも指摘したが、水産業不振のため貸事務室に空室を生じたままとなっている。

漁況回復までの間、使用料減額規定を適用する等対策を講ぜられるよう要望する。

5 財産について

(1) 当会館事務室の利用の許可については「鳥取県立境港水産会館管理規則」の定めるところにより処理されているが、許可書に定めることとなっている許可条件はすべて無条件となっている。事務室使用に付帯する諸設備の経費の負担区分、使用物件の修繕模様替、原状回復の義務等使用について疑義を生じないよう許可に当り条件を付する要が認められる。許可条件について検討し善処されたい。

(2) 前年指摘した事務室の露結対策については39年度において除湿機2台を露結の甚しい2箇所(宿直室)に設置していたが、経費等の関係

もあり完全解決にはいつていない。早期解決にさらに努められたい。

なお、自転車置場2棟については当会館の帳簿に記録したにとどまり、本庁の財産台帳への登録手続きは行なわれていない。また、各室内で使用の暖房用プロパンガスに対する危険防止対策並びに石油ストーブの油煙による汚損対策について考究し建物の維持管理に配慮されたい。

境港水産事務所

昭和40年2月9日監査

監査委員 浜田庄高  
同 小谷善高

1 予算の執行について

昭和39年度にかかる昭和40年1月31日現在における支出の状況は次のとおりである。

(1) 支出

科 目	予算額	支出済額	差引残額	備 考
(目) 農業総務費	9,143 円	9,143 円	0 円	需用費役務費
(ホ) 水産	2,076,221	2,292,289 △	216,068	給料職員手当諸手当旅費
(ハ) 水産振興費	45,000	40,750	4,250	旅費
(ニ) 総務管理費(一般管理)	23,000	14,961	8,039	職員手当
計	2,153,364	2,357,143 △	203,779	

(2) 収入証紙取扱額 (漁船登録、船籍票交付、水産製品検査手数料)

742件、96,520円

2 事務事業の執行について

39年度における主な実績は次のとおりである。

- (1) 水産生品検査 35,383.4kg
- (2) 漁業許可 353件
- (3) 漁船登録及び検認 241件

3 経理出納について

(1) 当事務所の予算合達(一般会計)は人件費と旅費のみで他の事務事業経費は特別会計境港水産施設事業で負担している。会計区分を適正にするよう当局は予算合達に当り慎重を期されたい。

(2) 水産業に関する技術及び知識の普及指導を行なう水産業改良普及員に対する巡回指導旅費は普通旅費の支給となつてはいるが、職務の性質上、他の改良普及員及び指導員と同様に日額旅費の支給が適当と考えられる。検討善処されたい。

経営伝習農場

昭和40年2月16日監査

監査委員	浜田庄二
	中野小
	田坂谷
	玉浩善
	平賢高

1 予算執行について

39年度にかかる昭和40年1月31日現在の収入、支出の状況は次のとおりである。

(1) 収入

科目	調定額	収入済額	収入未済額	備考
物品売払収入	125,000	125,000	0	
生産物売払収入	2,479,530	2,479,530	0	
家畜販売収入	740,454	740,454	0	
雑収入	114,577	94,625	19,952	農業指導養成所入所生負担金
計	3,459,561	3,439,609	19,952	

(2) 支出

科目	予算合達額	支出済額	差引残額	備考
総務管理費	652,069	492,419	159,650	
農業総務費	9,395,050	8,848,370	546,680	
農業振興費	119,000	96,620	22,380	
経営伝習農場費	5,220,000	4,970,290	249,710	
計	15,386,119	14,407,699	978,420	

(3) 経営伝習農場費の特定財源歳入予算額5,635,000円に対して、40年1月31日現在の調定額は3,344,984円で、今後の収入見込額333千余円を考慮すると45千余円の収入増となる見込である。

2 経理出納について

(1) 県経済連及び農協に委託販売した家畜、梨代金及び供米代金は、農協に出納員の口座を設け振り込みされてをり、県の歳入にするため農協あてに現金領収書を発行して処理されているが適正でない。所定の



納入手続を執らねたい。

(2) 当場敷地内に設置されている電柱の敷地使用については、条例、規則の定めるところにより、行政財産の目的外使用に関する所定手続きをとり、使用料を徴収するよう早期に措置されたい。

(3) 負担金補助及び交付金の科目より、梨の出荷団体にその組合費及び共同選果場建設費償還金として7,875円が支出されていたが、県は組合員とは認められないので、これは契約により、手数料を含めて役務費より支出することが妥当であると考えられる。

5 物品について

(1) 生乳の販売については、販売契約に基づき生産主任の搾乳報告及び記録簿により毎日処分されているが、かい長への引き継ぎ並びに出納員への出納通知は当月分をまとめ月末に一括して「搾乳報告及び引継(処分筒)伝票」により行なわれており、従つて出納員のもつ物品出納簿に受払の登記されない物品が処分されていることとなる。その他の生産物についても同様の取扱いとなつているものがあるので、当局は生産物の引継(報告処分筒)の時期を明確化することにつき検討善処されたい。

また、生乳売買契約書に2等乳の価額決定、生乳受領方法、危険負担等が詳記されていない契約の適正な履行を確保するため、契約書の作成に当つては慎重を期されたい。

(2) 家畜へい死に伴う報告は所定手続きにより勵行されたい。なお、家畜のへい死、とう汰の場合、これを事故として取扱うかどうか、またその範囲等の解釈が機関によつては異なつていゝ。家畜についての事故報告の取扱ひについて関係当局は明示されたい。

(3) 不用物品(耕うん機1台33,000円)の売却処分により、買受人が代金を納付しないで物品を引き取る場合、所定手続きが行なわれていない。契約の履行を確保ならしめるため、契約金額が10万円以下であっても買受書を徴する等適正処理に努められたい。

4 契約について

(1) 肉豚、仔豚並びに梨の販売に当り、県経済連または地元農業協同組合にそれぞれ委託販売していたが、委託販売についての契約が未締結である。委託販売は手数料の支出とも関連するので、収納方法及び手数料率等を約定した委託販売契約を締結して行なうべきである。

5 財産について

(1) 前年度の監査で指摘した在地境界の明確化については関係者立会の上確認書を徴するよう計画されていたが、財産台帳に未登録の施設については、場の帳簿に記録されたにとどまり、本庁の財産台帳登録の手続きは未完了であった。反面、本庁の財産台帳に登録されている農具舎、畜舎、第二作業場、倉庫、浴場、便所(延192坪)の建物は既に取りこわし処分されており、現有建物についても面積に不整合のもの、用途が変更されているものがあり、従つて、財産台帳により加入されている火災保険も無意味なものとなつていゝ。再調査の上早期に事務手続きをされたい。なお、主管部局は出先機関管理事務を分掌させる財産の内容を公有財産台帳の様式により通知するなどの措置を執り、管理の適正を期されたい。

(2) 39年度において、開拓地4町9反を2,015,500円で購入し、大型農業機械技術センターの研修用地に当てるとともに、飼料圃場として活用することにしていゝ。しかしながら、監査日現在、財産台帳に未登

00876

載であり、また、当該財産の管理事務を取扱っている当場に対して本庁より何らの通知も行なわれていない。当局は早期に取得及び管理に ついての事務手続きをとらねたい。

なお、上記購入研修地は、当場より4軒の遠距地にあるため、研修期 間中は高価な大型農業機械を現地の野天に置かなければならない現状 である。機械類の維持保全のため、現地に簡易格納庫を設置されるよ う望む。

(3) 当場敷地内にある職員住宅(5戸)は損朽甚しく、改築の要がある と認め、前年度監査報告で指摘要望したところであるが、関係当局は 実状を調査し、改築措置につき優先的配慮を望む。なお、その他の旧 施設についても雨桶の殆んどは消滅し、排水も悪く、老朽に一層拍車 をかけており、この現状では県有財産の適正管理は困難な状況にある。 早期に施設の整備を図る措置が望まれる。

6 事務事業について

(1) 飼料作物の延作付面積は654.59aで、その生産計画及び実績は次表 のとおり、計画に対する収獲率は79%にとどまっている。また、飼料 作物の作付状況を見ると、「はぎかい期」を生じているので輪作体系 に検討を加え、圃場の効率的利用にさらに工夫を図る要が認められる。

飼料作物生産計画及び生産実績表

作物名	生産計画 数	生産計画 量 Kg	生産収獲 量 Kg	差引数量 Kg	収獲率 %	生産費 円
青刈コーン	150,400	150,400	162,530	12,130	108.1	101,190
サイロ用コーン	104,400	104,400	102,800△	1,600	98.5	39,515
カ	68,000	68,000	107,100	39,100	157.5	38,520

イタリアンゼラズ	152,000	66,600△	85,400	43.8	87,745
スーダンゼラズ	24,000	13,630△	10,370	56.8	13,990
牧	162,000	74,400△	87,600	45.9	100,264
その他	8,000	1,200△	6,800	15.0	7,020
計	668,800	528,260△	140,540	79.0	388,244

(2) 乳牛26頭、豚12頭、鶏69羽、ひな44羽の家畜用として、40年1月末 までに1,275,450円の飼料を購入し、それぞれ給与しているが、家畜 別の給与量の記録整備が行なわれていない。飼料給与の実績はあく及 び物品出納及び管理上、日々記録整備を行うべきで、ある。

(3) 監査日現在、場生は本料18名、研究生7名である。

当場は農村青少年を収容し、農場経営への実際の参加の方法により、 合理的農業経営の方法及び科学的農業技術を伝習させると共に、合理 的農業経営展示により経営技術の農村導入を図ることを目的としてい る。しかしながら、水田そさい果樹畜産の各部門別の経営実施内容の 記録整備が不十分な面があり、従って経営実績が展示的に教材化され ていない。

当場設置の目的からして当然に事業経営にかかる各種の記録整備を行 ない、これらの経営実績資料を体系的、有機的に場生教育に結合させ るよう努められたい。

農業指導者養成所

昭和40年2月16日監査

監査委員	浜	田	庄	二
	中	田	玉	平
	野	坂	浩	賢
	小	谷	善	高

- 1 農業指導者養成事業の予算額は1,827,000円で、40年1月末日現在の執行額904,880円(49.5%)である。なお、入所生の予算人員は50名であるのに対して、監査時における入所人員は35名で、38年度の40名より5名減少している。
- 2 農業指導者養成事業に係る市町村負担金(10件、19,952円)が収入未済となっていた。債権の早期収納を図るとともに納入期限を厳守させるよう努められたい。
- 3 在所生に対しては給食することになっているが、主食の取得方法については検討の余地がある。
- 4 農業指導者養成事業で、39年度の入所生に対する研修実施(監査日現在)は集合研修3回32日、現地研修4回21日、他は在郷研修(集合及び現地研修以外の日の研修)である。在郷研修は、自家経営に従事しつつ経営改善設計の樹立とその実践について担当農業改良普及員の濃密指導を受けて実施することとなっているが、その指導状況を見ると、担当普及員は、在郷研修生の営業設計及び生産技術設計等の指導助言を全つたぐ行っていないものがあり、また在郷研修についての調査では、営業設計あるいは生産技術設計の指導が「大ざっぱ」であるとしている者が全体の39%もあり、その指導に適切かつ徹底を欠いているものと認められ

る。本事業推進の成果は主として在郷研修期間中にあると思料され、るので在郷研修生に対する指導計画を普及活動計画に入れ、濃密指導をさらに強化する要が認められるので、関係等局は、この面につき十分配慮されたい。

5 行政財産(研修館)の目的外使用の場合、使用料の徴収は条例規則の定める所により処理されたい。

水 産 試 験 場

本 場 昭和40年4月2日監査

監査委員	浜	田	庄	二
	中	田	玉	平
	小	谷	善	高

境分場 昭和40年2月8日監査

監査委員	浜	田	庄	二
	中	田	玉	平
	小	谷	善	高

1 予算執行について

昭和39年度に係る昭和40年2月28日現在の収入、支出状況は次のとおりである。

収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
物品売払収入	円 60	円 0	円 60	
生産物売払収入	72,429	25,679	46,750	
漁獲物売払収入	227,069	223,837	3,232	
計	299,558	249,516	50,042	

支 出

科 目	予算合達額	支出済額	差引残額	備 考
総務管理費	円 243,493	円 83,434	円 160,059	
水産総務費	14,168,900	12,623,819	1,545,081	
水産振興費	44,800	0	44,800	
水産試験場費	8,693,000	5,672,649	3,020,351	
計	23,150,193	18,379,902	4,770,291	

2 昭和39年度における主な試験研究項目は次のとおりである。

試 験 項 目	主 内 容	予 算 額	備 考
沿岸漁業振興試験	沿岸漁況予報調査 イタヤ貝漁場 かこ網漁業試験	693,000 円	本場
スライガニ生理生態調査		200,000	"
沿岸漁場環境調査	大型魚礁設置のための適地調査	184,000	"
クルマエビ養蚕試験		300,000	"
沖合漁場開発調査	サンマ流刺網漁業試験 カキ推奨及び隠収地方漁場調査	1,355,000	境分場

中層曳漁業試験

漁況海況予報調査	地先定線調査 あじ、さば、いわし等の御本漁船調査 予報資料収集	1,000,000	"
		846,000	"

3 経理出納、事務処理について

- (1) 漁獲物及び生産物販売代金の収入手続並びに委託販売手数料の調定が著しく遅延しているもの、委託販売手数料の額が契約書に約定されている率と相違しているものがあつた。事務手続きのじん速化と適正処理に努められたい。なお過年度調定分で収入未済となつている生産物売払代金54,250円の早期収納に一層努力されたい。(本場)
- (2) 原材料費より稚魚及び浅海種苗代46,150円を支出していたが、本経費は需要費(消耗品費)より支出することが妥当である。(本場)
- (3) 水中国形肥料並びにクルマエビの輸送運搬経費を立替払により数回支出していたが、資金前渡による経理処置をすべきである。(本場)
- (4) 物品事務取扱規則(41条)で定めた物品取扱主任が備えなければならぬ関係帳簿が未整備であつたので、早期に整備されたい。(分場)
- (5) 漁獲物を試験研究のため直ちに消費するときは、「鳥取県物品事務取扱規則(第8条3項)」の規定により受払を明らかにすることとなつているが、記録管理されておらず、また、生産主任の任命も行なわれていない。実情に応じて生産主任を任命し、受払簿を設け整理されたい。(本場)
- (6) 操業及び各種試験等に要する機械器具(備品)を851,262円相当額購入しているが、購入単価が2万円以上の適合性のあるもので台見積書をしていないものがあつたので留意されたい。

また、購入単価が2万円未満のものについても、でき得る限り合見積書を徴するようにされるとともに、全然見積書のなかつたのもあつたので留意されたい。

(7) 漁獲物を試験研究等の目的以外に知事の承認を受けずに使用する場合、所定の手続きが執られていない。「鳥取県物品事務取扱規則(第52条1、2項)」により適正に処理されたい。なお、同条2項により漁獲物を分場長に処分させる場合の長い長の承認がいまいなものととなつていて、書面により明確にされたい。

(8) 浅海養殖試験のため飼育循環給水施設(高架水槽)を監査日現在工事中であつたが、該工事は、その決執行為がなく、かつ契約も未締結のまま工事施工しており、その処置は適正でない。(本場)

4 財産について

(1) 本場敷地1,476坪及び元境分場敷地986坪の境界の明確化については前年の監査報告で指摘したところであるが、未だ未確認のままであり、また、建物も本庁の財産台帳に登録されている用途及び面積と相違しているものがある。早期に整備を図るよう配慮されたい。

(2) 昭和39年度設置の高架水槽(10m)の敷地は個人所有のものであるが、該土地の使用は書面によらず、土地所有者並びに部落代表者に口頭で了解を得て、工事を実施していったことは適切でない。使用貸借契約を締結するよう善処されたい。(本場)

(3) 当敷地内に電気及び電気通信事業のための木柱(5本)、交線(4本)が設置されているが、土地を使用させることについての事務処理が明らかでなく、従つて、使用料の徴収も行なわれていない。早期に

調査し、「鳥取県公有財産事務取扱規則」の定めるところにより適切に措置されたい。(本場)

(4) 元境分場の建物並びに敷地の一部を民間に使用許可しているが、該財産の管理事務を直接分掌している分場に対し、使用許可についての文書通知が行なわれず、許可条件など不承知のままとなつていた。行政財産を目的外に使用させる場合の管理に遺憾のないよう関係当局は十分配慮されたい。(本場)

(5) 境分場に配置されている試験船(たいせん47.77t)は昭和28年度に建造されたもので、本船の耐用年数10年を経過し、船体が相当老朽化している。ボック入りによる補修では、当分場の試験、調査に伴う本船の利用は危険と見られる。大和堆への出漁すらおぼつかなく、事業遂行に支障をきたしている。

また、昭和40年10月に予定されている定期検査には、ピーム、助骨等船体主要部材の更新が要求される見込であり、現状では運航不能になるおそれもある。この際、関係当局はこれが代船建造に特段の配慮をされるよう望む。

5 組織運営について

前回の監査報告でも意見を述べたが、当場は研究員と試験船乗組員の不足が、業務の円滑な遂行を妨げている。しかるに本場、分場の2ヶ所に分れ、さなきだに少ない研究員、船員を細分し、それぞれの試験施設と試験船を持ち、一応分野を定めて試験調査を行なつている現状である。上記のとおり試験船たいせんは更新を迫られているが、この際、人的、物的の両面からして、また、水産業の実体と業界の動向ともならみ合せてその在り方について根本的に検討されるよう希望する。

種 畜 場

昭和40年4月5日監査

監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平  
同 小 谷 善 高

当場は、昭和39年6月1日鳥取市に設置され、鳥取市、岩美郡及び八頭郡管内の乳牛、和牛の人工授精業務並びに家畜の改良指導を行なう機関である。

1 予算執行について

(1) 昭和39年度にかかる昭和40年2月28日現在の収入、支出状況は次のとおりである。なお、当場は昭和39年11月1日よりかいの指定を受け、予算執行は同日以降のものである。

収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
家畜販売収入	352,000 円	352,000 円	0 円	和牛2頭売却
畜産業手数料	675,500	652,100	23,400	精液フロンズル売却
計	1,027,500	1,004,100	23,400	

(註) 当場が、かいの指定を受けるまでの間、本庁において500,700円が徴収されている。

支 出

科 目	予算令達額	支出済額	残 額	備 考
総務管理費	120,000 円	99,191 円	20,809 円	
畜産総務費	2,080,490	1,743,654	336,836	
畜産振興費	1,001,123	497,084	504,039	
計	3,201,613	2,339,929	861,684	

(註) 当場が、かいの指定を受けるまでの間、本庁において5,613,612円が予算執行されている。

(2) 当場に対する予算令達の状況は前記(1)のとおりであるが畜産振興費中に含まれる種畜場関係歳出予算現額6,640千円に対して48.2%の特定財源(使用料及び手数料)3,200千円(種畜場運営費へ2,103千円、同場整備費へ1,097千円充当)が予算計上されていたが、昭和40年2月28日現在における収支状況は、支出済額6,110千円、収入調定額1,528千円(うち財産売却収入352千円含む)で、今後の収入見込額255千円、支出見込額428千円を差引考慮すると、結局当初の予定に比し、純果費の負担額が1,315千円増加する見込である。

これらの原因は、主として種畜の導入並びに人工授精業務が年度初めより3ヶ月後の7月に開始されたことと、一方、和牛の飼養頭数が逐年減少しつつある畜産事情によるものと認められる。

2 昭和39年度における人工授精用精液の利用実績は

精液の種雄牛別利用状況調 (39.7~40.3)

種雄牛別	輸送別	返送数	使用数	利用率	備	考
B H	本 1,215	本 624	本 591	48.6%		和牛
B I	268	188	80	29.8	40. 2. 7売却	"
B S	1,495	678	820	54.7		"
B E	1,167	564	603	51.6		"
B K	1,734	544	1,190	68.6		"
B Y	271	130	141	52.0	40. 2. 7売却	"
B A	400	125	275	68.7		"
B P	1,014	432	582	57.3		"
計	7,567	3,285	4,282	56.5		"
A O	1,984	924	1,060	53.4		乳牛
M H	1,321	464	857	64.8		"
計	3,305	1,388	1,917	58.0		"

で、利用率の低い和牛2頭は売却処分していた。種雄牛の系統について需要者の好みもあるが、利用実績からして精液の採取能力、需用、供給等を勘察し、合理的な飼養規模とするよう検討するとともに、利用率の向上に配慮されたい。

3 経理出納その他事務処理について

(1) 麦皮及び大豆粕等濃厚飼料11,930kg438,264円 (S40.2.28現在) の発注購入を行なっていたが、相見積書を徴しないで、特定業者よりその都度購入を行なっているため、同月内に、あるいは月を異にするとは同一飼料で購入単価が異なっていた。

飼料の年間購入予定量を算定し、年間単価契約をすることによって購入単価の引下げを図られたい。なお、契約するときは当然に相見積書を徴すべきである。

(2) 種雄畜 (国内産乳用牛、役肉用牛) の精液の利用については、家畜の飼育者に直接譲渡または、家畜に直接注入した実績はなく、家畜及び酪農関係5団体からの精液送付申請に基づき、所要見込数量を定期的に送付し、これらの取扱団体はさらに人工授精師へ配布し、人工授精師が必要者の家畜に注入を行なっており、取扱団体が徴収している料金は、県が定めた手数料の額に団体の手数料を加えて徴収し、未使用のものは送料団体負担で精液使用報告書とともに返品されている。精液の譲渡については、条例により手数料を徴収することとなっているが、当場が行なっている事務処理の実態から見ると、むしろ生産品としての取り扱いが適当と思料されるので検討されたい。

(3) 昭和39年度 (7月以降) における粗飼料 (青刈及び平草) の購入状況は次のとおり

区 分	数 量	翌年度へ繰越	備 考
青 刈	87,279	140	飼養頭数和牛40. 2. 7まで8 頭、以降
平 草 (青刈換算)	39,380	5,236	6頭、乳牛 2頭、粗飼料給与は 1 日平
計	126,656	5,376	均乳牛60kg, 和牛40kg

で、当場における最も重要な点は、飼料畑が皆無のため、飼料の確保並びにたい肥、し尿処理をいかに経済的かつ合理的に行なうかであるものと思料される。これに対処するため、たい肥、し尿を農家に無償

護渡し、飼料作物を場が買取ることを条件とした話合により、場周辺の水田約1ha(生産計画数量5万羽)に牧草の作付を行なわせ、粗飼料の一部を確保していたことは結構である。しかし後日において買取価額、危険負担などの問題が発生しないよう話合だけではなく、書面により処理するよう努められたい。

4 財産管理について

(1) 当場の建設は、38年度において、鳥取水道事業管理者より元第二水源地の用地(2,142坪088)を無償で借受けるとともに、同用地の地上物件を買収して着手し、諸施設の建物も39年5月に完了、次表のとおり整備されていた。

ア 新設、改造した施設

用途	面積	金額	取 得 日	備 考
管理棟	185.715㎡	14,230,000	39.6.9	ボンプ室を改良したもの
精液採取舎	123.080		"	"
牛舎	255.955	14,230,000	"	"
公舎	89.435		"	"
堆肥舎	26.500	36,400	"	"
農具舎	13.250		"	"
牛撃棟	36.400	550,000	"	"
牛圍	155.5		39.11.24	"

イ 買受物件

名称	数量	金額	備 考
ボンプ室	55.56坪	4,001,340	管理棟に改造
重油貯蔵庫	4.20		
量水器室	1.56	4,001,340	内径15尺 深さ263尺
塩素滅菌室	5.11		
公舎	14.00	11.25	内径15尺 深さ263尺
公舎	11.25		
集水井	1井	1井	内径15尺 深さ263尺
ボンプ井	1井		

ウ 用地

土地使用貸借契約によるもの 2,142坪088

土地使用貸借契約外で覚書により使用中のもの 305坪912

(2) 当場が借受けている用地は上記のとおり総面積2,448坪のうち2,142坪088であるが、この境界が現地において不明確であるので明確にされた。

(3) 昭和三十九年6月9日取得した前記管理棟外6件(改造及び新築分)に係る引継並びに取得報告されている価額は、一括して12,000千円となつているが、該施設に要した工事費は14,230千円であり、また、買受物件についても取得価額が全物件一括して農林部長より総務部長宛報告されている。主管部局は記録管理を施設別に行ない、所属財産の管理に伴う事務処理の適正を期されたい。

(4) 集水井、ボンプ井(内径15尺、深さ263尺)は牛舎及び精液採取棟





00884

規則の定めるところにより適正に処理されたい。

4 物品について

- (1) 生産品引継(報告処分)伺書により生産主任が処分している生産品は試験研究、再生産のために使用するもののみで、売却処分する生産品の生産主任からかい長への引継ぎのあつたものについて行なうよう事務処理の適正を期されたい。
  - (2) 当場で行なっている原蚕種の配布を受けようとするものは、その蚕児の締立をしようとする前々年の1月20日までに「原蚕種配布申請書」を場長に提出することとなつており、38年度に原蚕種の配布申請を受けこれにより、場が農林省よりこの原蚕種の配布を受けた後に申請者から品種の変更があり、既に配布を受けた原蚕種が不用のものとなつていた。「鳥取県蚕種配布規程」5条2項により申請事項の変更が認められているが、期限のあるものについては変更可能な期日を明らかにするとともに、期限後の変更に伴う損害についても定めをすべきものと考えられる。蚕種配布規程を検討し善処されたい。
- なお、原蚕種代金は引取の際出納員に納付することとなつているのに、納入通知書による手続きがとられている。規程の定めるところにより適正に処理されたい。
- (3) 生産目的以外の生産品(桑株及び枝条)を寄宿舎の燃料に使用し、経費の節減を図つてゐることは結構であるが「物品事務取扱規則(第32条)」の措置が必要と考えられる。
  - (4) 前年監査で指摘した当所で飼育されている外郭団体所有の成牛1頭(39年度成牛1頭、子牛1頭)の取扱については検討中であつたが、早期に処置されたい。

5 契約について

(1) 集団地養蚕に関する現地実証試験のため、土地等の賃貸借契約が締結されていたが、本事業の実施実態からして試験委託が相当と認められるので検討されたい。

(2) 桑園の機械化に関する試験事業で、39年6月に条刈機の試作(金額60千円)を口頭契約により県外業者に発注していた。

文書による契約を締結し、支出負担行為を明確にすべきである。なお、支出は需用費の修繕料の科目より支出することとしていたが検討の要がある。

6 財産について

(1) 財産管理については、前年度の監査で指摘したところであるが、39年1月末現在における当場の財産調査と本庁の財産台帳とを照合の結果、建物の面積の不突合のもの、名称用途の相違するもの等があつたので、調査のうえ財産台帳の整備を図り管理の万全を期されたい。

蚕業技術員養成所

昭和40年4月27日監査

監査委員	浜	田	庄	二
	同	中	田	平
	同	小	谷	高
			善	

1 当所の子算現額は527千円(40年1月末支出済額186,035円)で、39年度の入所生を20名として、予算化されたものであるが、監査時における在所生は本科生5名、予科生4名、計9名である。ちなみに公表で当所の入所推移状況を見ると

年度分	本科 生 定員(30名)に 対する現員率	予科 生 定員(20名)に 対する現員率	計	計の内訳	
				県外者	県内者
35	9名 (30.0)%	6名 (30.0)%	15	2名	13名
36	11 (36.6)	2 (10.0)	13	3	10
37	10 (33.3)	4 (20.0)	14	1	13
38	8 (26.7)	2 (10.0)	10	1	9
39	5 (16.7)	4 (20.0)	9		

で年々減少の途を辿っている。

2 生徒は全部場内の宿泊施設に収容しているが寄宿に要する経費の県と生徒の間の負担区分が明確でない面がある。要項を定め経費負担の区分を明らかにするよう検討の要がある。

米子警察署	昭和40年2月12日監査	田 玉	平 賢
同	同	野 坂 浩	同
境 港警察署	昭和40年2月12日監査	田 庄 善	二 平 賢
同	同	小 谷 善	同
倉 吉警察署	昭和40年2月17日監査	野 坂 浩	賢 高
同	同	小 谷 善	同
八 橋警察署	昭和40年2月18日監査	田 庄 善	二 平 賢

鳥取警察署	同	小 谷 善	高 賢
同	同	昭40年3月30日監査	同
岩井警察署	同	浜 田 庄 玉	二 平 賢
同	同	昭40年4月12日監査	同
浜村警察署	同	中 田 玉	平 賢
同	同	昭40年4月14日監査	同
那 家警察署	同	浜 田 庄 玉	二 平 賢
同	同	昭40年4月21日監査	同
智 頭警察署	同	中 田 庄 玉	二 平 賢
同	同	昭40年4月21日監査	同
溝 口警察署	同	浜 田 庄 玉	二 平 賢
同	同	昭40年5月18日監査	同
黒 坂警察署	同	小 谷 善	高 賢
同	同	昭40年5月18日監査	同



つていますが、警察官は職務上その勤務地に居住することが常態とされている実情からして、今後更に警察官宿舍の充実に努力されるよう望む。

警察官住宅入居状況調

区分 署別	公共 住宅		貸借 住宅		後援 借家		自宅 下宿		計	借家、 下宿の 割合	調査 日	
	組合 住宅	住宅	貸借 住宅	住宅	後援 借家	借家	自宅 下宿	下宿				
米子	1	1	17	9	34	0	27	23	25	137	38.0	40.1.31
境港	3	4	0	0	4	0	10	9	12	42	52.4	"
倉吉	1	5	0	7	22	0	26	7	19	87	51.7	"
八尾	1	3	0	0	13	1	8	0	5	31	41.9	"
鳥取	8	0	15	21	15	0	25	26	20	128	33.6	"
岩井	1	3	0	0	8	0	6	0	2	20	40.0	40.2.28
浜村	0	4	0	0	10	0	8	1	2	25	40.0	40.1.31
那智	8	4	0	0	17	0	9	0	7	45	35.6	40.2.28
智頭	1	1	0	0	8	0	7	0	4	21	52.4	"
溝口	1	3	0	0	9	2	4	1	1	21	23.8	40.3.31
黒坂	2	2	0	0	9	0	10	0	3	26	50.0	"
計	27	30	32	37	159	3	138	57	100	583	40.8	
構成 比	4.7	5.1	5.5	6.3	27.3	0.5	23.7	9.8	17.1	100.0		

(2) 機動力の充実

了 車両の整備状況は次表のとおりであり、相当整備されているが、警察官所有の単車借上も29台に及び、現状ではなお不十分であると認められるので、さらに整備充実に努めるとともに、老朽車の更新

に努力されたい。

機動力の整備状況調

区分 署別	乗用 車	輸送 車	オート カー	白バ イ	軽自 動車	原付二種	スク ーター	計	資料 整理 日
米子	1	2	2(3)	4(1)	5	1	7	39	40.1.31
境港	1	1	1	1	1	0	2	12	"
倉吉	1	3	0	3(1)	3	0	4	30	"
八尾	1	0	2	1	1	0	2	24	"
鳥取	(1)3	1	2	2(1)	6	0	5	37	"
岩井	0	0	2	0	0	0	3	11	40.2.28
浜村	(1)1	0	2	1	1	0	5	16	40.1.31
那智	1	1	3	1	1	0	3	22	40.2.28
智頭	0	0	2(1)	1(1)	1	0	3	15	"
溝口	0	1	1(1)	1	0	0	2	13	40.3.31
黒坂	0	1	1	0(1)	1	0	2	18	"
計	(2)9	10	18(5)	15(5)	20	1	50	237	
のうち 県の もの	1	0	0(1)	1(2)	7	1	(4)1	165	

注 1 ( ) 書は39年度内の配車数。

2 「原付二種」欄の ( ) 書は、左記が39年度内の配車数、右記が警察官所有のものを借上げたもの。

(別表)

(収入)

(単位 円)

科目	署名 資料調整日	米 子 境 港 倉 吉 八 橋 鳥 取 岩 井 浜 村 郡 家 智 頭 溝 口 黒 坂																	
		40. 1. 31	40. 1. 31	40. 1. 31	40. 1. 31	40. 1. 31	40. 1. 31	40. 1. 31	40. 1. 31	40. 2. 28	40. 1. 31	40. 2. 28	40. 2. 28	40. 3. 31	40. 3. 31				
財産売却収入	調収未 定収入	6,153 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑 入	調収未 定収入	222,323 228,476	24,683 24,683	141,821 141,821	35,045 35,045	197,232 197,232	12,879 12,879	16,150 16,150	20,897 20,897	25,795 25,795	8,293 8,293	0	0	0	0	0	0	0	0
計	調収未 定収入	228,476 228,476	24,683 24,683	152,821 152,821	35,045 35,045	197,232 197,232	12,879 12,879	16,150 16,150	22,397 22,397	25,795 25,795	8,293 8,293	0	0	0	0	0	0	0	0

(支出)

(単位 円)

科目	署名 資料調整日	米 子 境 港 倉 吉 八 橋 鳥 取 岩 井 浜 村 郡 家 智 頭 溝 口 黒 坂													
		40. 1. 31	40. 1. 31	40. 1. 31	40. 1. 31	40. 1. 31	40. 1. 31	40. 1. 31	40. 2. 28	40. 1. 31	40. 2. 28	40. 2. 28	40. 3. 31	40. 3. 31	
警察管理費	予算合連額 支引残額	90,497,721 76,830,352	53,536,947 53,148,538	62,380,420 53,150,573	24,888,990 22,106,679	29,250,109 15,733,733	17,083,725 15,291,230	20,009,253 10,066,049	56,840,257 82,829,221	16,999,709 15,200,544	17,564,526 17,336,988	20,246,006 19,796,644	297,588	249,562	
警察活動費	予算合連額 支引残額	6,226,638 4,935,875	2,635,887 2,054,259	4,308,253 3,412,680	1,595,590 1,193,703	4,330,283 3,385,312	1,207,665 967,953	1,243,424 978,028	1,900,089 1,593,172	1,194,533 976,490	1,653,183 1,444,095	1,554,351 1,398,679	207,088	155,672	
計	予算合連額 支引残額	96,724,359 81,766,207	36,172,834 30,592,407	66,888,683 56,565,252	24,484,580 23,809,373	32,583,392 20,048,625	18,291,390 16,259,183	21,252,677 18,044,073	57,740,346 42,393,161	18,194,242 16,177,054	19,287,709 18,788,052	21,800,357 20,385,323	2,017,188	450,034	

社団法人 鳥取県私学振興会 昭和40年5月17日監査

監査委員 浜田庄二  
同 中野玉平  
同 野坂浩賢  
同 小谷善高

1 主要事業の実施状況

(1) 会員及び出資金について ア 会員は普通会員及び特別会員よりなり、昭和39年度に幼稚園1、各種学校1、計2の普通会員が増加し、会員数は全部で25校(高等学校6、幼稚園12、各種学校7)となった。また、特別会員は前年度と同様、県及び4市の計5団体である。

イ 出資金の状況は、次表のとおりで、昭和39年度に於て6,625,040円(特別会員2、普通会員24、計26会員分)の出資があり、年度末に於て22,471,220円の出資金額となっている。

区 分	昭和38年度	昭和39年度	計	構成比	備 考
	未出資金 円	出資金 円			
特別会員	13,000,000	4,300,000	17,300,000	77.0	
鳥取県	12,000,000	4,000,000	16,000,000	(71.2)	
市	1,000,000	300,000	1,300,000	(5.8)	鳥取市 300,000
普通会員	2,846,180	2,325,040	5,171,220	23.0	
高等学校	2,156,750	1,860,120	3,996,870	(17.8)	
幼稚園	414,230	250,600	574,830	(3.0)	
各種学校	295,200	204,320	499,520	(2.2)	
合 計	15,846,180	6,625,040	22,471,220	100.0	

(注) 普通会員の出資金は、在籍生徒児童数に依り、1人当り月額高校30円、幼稚園10円、各種学校20円の割合で出資するものである。

(2) 貸付について

会員に対する貸付けは、前記出資金を指定金融機関(山陰合同銀行鳥取支店)に預託(3ヶ月定期預金)して、これを原資とし、貸付資金の融資をうけて(最高限度3倍)、会員に貸し付けるもので、融資条件は1年据置6ヶ月の元金均等償還(2月、8月の各月末払)とし、利率は、原資の1.5倍以内の額については年6分5厘、1.5倍をこえ2.5倍までは年7分、2.5倍をこえる倍までは年7分5厘の割合としており、会員に対する貸し付けは、償還方法は上記と同様とし、利率のみ年7分としている。

なお上記による原資預託金利(年4分)及び融資と貸付けとの金利差額並びに貸付手数料(貸付金の1,000分の5の額)をもつて運営費にしている。

(長期貸付金状況)

区 分	昭和38年度	昭和39年度	同償還金	昭和39年度
	未貸付金 円	貸付金 円		未付金 円
高等学校	19,680,000(5)	11,600,000	2,435,000	(5)
幼稚園	13,566,000(7)	7,300,000	1,816,000	(10)
各種学校	6,403,000(2)	2,100,000	639,000	(5)
計	39,649,000(14)	21,000,000	4,890,000	(20)

(注) ( ) 内は、貸付学校数である。

2 経理状況

昭和39年度末における経理の状況は別表のとおりで、当年度において238,490円の剰余金を生じており、前期繰越分44,251円と合せ計282,741円となり、このうち、退職給与積立金として266,000円を積立て、残額16,741円を次期繰越金としている。

留意事項

- (1) 特別会員中、四市より(出資率5.8%)の出資増額要請及び各町村等の特別会員加入について努力されるよう要望する。
- (2) 会員に対する貸付の決定については、さらに慎重を期せられたい。

なお、貸付金利息で未収となっている57,024円の早期収納に努められたい。

- (3) 貸付金の償還に伴い、金融機関よりの融資枠の原資に対する率を漸次引上げることについて努力されたい。
- (4) 貸付手数料の率を業務方法書に明定されたい。

(別表)

損益計算書

(自昭和39年4月1日至昭和40年3月31日)

費用	収入	益
運 営 費 120,000	収入利息及手数料 4,434,698	
事 務 費 619,423	預 金 利 息 818,300	
研 究 費 25,000	貸 付 金 利 息 3,511,398	
支 払 利 息 3,431,785	貸 付 手 数 料 105,000	
当 期 剰 余 金 238,490		
合 計 4,434,698	合 計 4,434,698	

貸借対照表

(昭和40年3月31日現在)

資 産 の 部	負 債、資 本 の 部
現 金 2,408	借 入 金 55,759,000
預 金 22,751,553	借 出 金 22,471,220
貸 付 金 55,795,000	剰 余 金 282,741
合 計 78,512,961	合 計 78,52,9611

剰余金処分計算書

(昭和40年3月31日)

当 期 剰 余 金	238,490円
前 期 繰 越 利 益 金	44,251
当 期 末 処 分 剰 余 金	282,741
処 分 額 (退職給与積立金)	266,000
次 期 繰 越 利 益 金	16,741

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

鳥取県印刷所

【定価一冊百三十五円(送料を含む)】